

平成17年第1回

さつま町議会会議録

平成17年5月2日 開会

平成17年5月9日 閉会

さつま町議会

平成17年第1回さつま町議会臨時会審議結果

開会 平成17年5月2日

閉会 平成17年5月9日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決 結果	付託 委員会
選挙 第1号	議長の選挙	17. 5. 2	17. 5. 2	当選	—
発議 第1号	さつま町議会会議規則の制定について	〃	〃	原案可決	—
発議 第2号	さつま町議会委員会条例の制定について	〃	〃	〃	—
発議 第3号	さつま町議会事務局設置条例の制定について	〃	〃	〃	—
選挙 第2号	副議長の選挙	〃	〃	当選	—
	常任委員会委員の選任	〃	〃	決定	—
	議会運営委員会委員の選任	〃	〃	〃	—
	議会広報特別委員会の設置及び委員の選任について	〃	〃	〃	—
	議長の常任委員会委員の辞任の件について	〃	〃	許可	—
選挙 第3号	川薩地区介護保険組合議会議員の選挙	〃	〃	当選	—
推薦 第1号	さつま町農業委員会委員の推薦について	〃	〃	決定	—
	さつま町監査委員の選任について（議会選出）…全員協議会	〃	〃	〃	—
議案 第1号	専決処分の承認を求めることについて（さつま町役場の位置を定める条例ほか172件の条例の制定について）	17. 5. 9	17. 5. 9	承認	—
議案 第2号	専決処分の承認を求めることについて（平成16年度さつま町一般会計暫定予算）	〃	〃	〃	—
議案 第3号	専決処分の承認を求めることについて（平成16年度さつま町国民健康保険事業特別会計暫定予算）	〃	〃	〃	—
議案 第4号	専決処分の承認を求めることについて（平成16年度さつま町老人保健医療特別会計暫定予算）	〃	〃	〃	—
議案 第5号	専決処分の承認を求めることについて（平成16年度さつま町介護保険事業特別会計暫定予算）	〃	〃	〃	—
議案 第6号	専決処分の承認を求めることについて（平成16年度さつま町立薩摩診療所特別会計暫定予算）	〃	〃	〃	—

議案第7号	専決処分の承認を求めることについて (平成16年度さつま町農業集落排水事業特別会計暫定予算)	17. 5. 9	17. 5. 9	承認	—
議案第8号	専決処分の承認を求めることについて (平成16年度さつま町宮之城簡易水道事業特別会計暫定予算)	〃	〃	〃	—
議案第9号	専決処分の承認を求めることについて (平成16年度さつま町鶴田中央簡易水道事業会計暫定予算)	〃	〃	〃	—
議案第10号	専決処分の承認を求めることについて (平成16年度さつま町鶴田簡易水道事業特別会計暫定予算)	〃	〃	〃	—
議案第11号	専決処分の承認を求めることについて (平成16年度さつま町薩摩簡易水道事業特別会計暫定予算)	〃	〃	〃	—
議案第12号	専決処分の承認を求めることについて (平成16年度さつま町水道事業会計暫定予算)	〃	〃	〃	—
議案第13号	専決処分の承認を求めることについて (さつま町と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託について)	〃	〃	〃	—
議案第14号	専決処分の承認を求めることについて (川薩広域市町村圏協議会の設置について)	〃	〃	〃	—
議案第15号	専決処分の承認を求めることについて (広域基幹林道紫尾線維持管理協議会への加入について)	〃	〃	〃	—
議案第16号	専決処分の承認を求めることについて (さつま町指定金融機関の指定について)	〃	〃	〃	—
議案第17号	専決処分の承認を求めることについて (平成16年度さつま町一般会計暫定補正予算(第1号))	〃	〃	〃	—
議案第18号	専決処分の承認を求めることについて (さつま町税条例の一部改正について)	〃	〃	〃	—
議案第19号	専決処分の承認を求めることについて (さつま町温泉供給条例の制定について)	〃	〃	〃	—
議案第20号	専決処分の承認を求めることについて (さつま町文化財保護条例の一部改正について)	〃	〃	〃	—
議案第21号	専決処分の承認を求めることについて (平成17年度さつま町一般会計暫定予算)	〃	〃	〃	—
議案第22号	専決処分の承認を求めることについて (平成17年度さつま町国民健康保険事業特別会計暫定予算)	〃	〃	〃	—

議案第23号	専決処分の承認を求めることについて (平成17年度さつま町老人保健医療特別会計暫定予算)	17. 5. 9	17. 5. 9	承認	—
議案第24号	専決処分の承認を求めることについて (平成17年度さつま町介護保険事業特別会計暫定予算)	〃	〃	〃	—
議案第25号	専決処分の承認を求めることについて (平成17年度さつま町立薩摩診療所特別会計暫定予算)	〃	〃	〃	—
議案第26号	専決処分の承認を求めることについて (平成17年度さつま町農業集落排水事業特別会計暫定予算)	〃	〃	〃	—
議案第27号	専決処分の承認を求めることについて (平成17年度さつま町水道事業会計暫定予算)	〃	〃	〃	—
議案第28号	専決処分の承認を求めることについて (平成17年度さつま町簡易水道事業会計暫定予算)	〃	〃	〃	—
議案第29号	さつま町監査委員の選任について	〃	〃	同意	—
議案第30号	さつま町監査委員の選任について	〃	〃	〃	—
議案第31号	さつま町教育委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—
議案第32号	さつま町教育委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—
議案第33号	さつま町教育委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—
議案第34号	さつま町教育委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—
議案第35号	さつま町教育委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—
議案第36号	さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	〃	〃	—
議案第37号	さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	〃	〃	—
議案第38号	さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	〃	〃	—
	議員派遣の件	〃	〃	決定	
	閉会中の継続調査について	〃	〃	〃	

平成17年第1回さつま町議会臨時会会議録

(第1日)

○開会期日 平成17年5月2日

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(28名)

1番	高嶺実樹雄	議員	2番	市來修	議員
3番	平田昇	議員	4番	新屋敷浩	議員
5番	肥後紀康	議員	6番	木下敬子	議員
7番	米丸文武	議員	8番	麥田博稔	議員
9番	平八重光輝	議員	10番	新改秀作	議員
11番	楠木園洋一	議員	12番	宮之脇金次郎	議員
13番	柏木幸平	議員	14番	久保道夫	議員
15番	別府静春	議員	16番	舟倉武則	議員
17番	日高政勝	議員	18番	田中伸一	議員
19番	柳田隆男	議員	20番	山崎文久	議員
21番	岩元涼一	議員	22番	新改幸一	議員
23番	中尾正男	議員	24番	東哲雄	議員
25番	川口憲男	議員	26番	内之倉成功	議員
27番	木下賢治	議員	28番	濱田等	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	中村慎一君	議事係長	福田澄孝君
議事係主査	角茂樹君	議事係主査	原田健二君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

出席者(なし)

○本日の会議に付した事件

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 選挙第1号 議長選挙

(第1号の追加1)

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 発議第1号 さつま町議会会議規則の制定について
- 第 5 発議第2号 さつま町議会委員会条例の制定について
- 第 6 発議第3号 さつま町議会事務局設置条例の制定について
- 第 7 選挙第2号 副議長選挙
- 第 8 議席の一部変更
- 第 9 常任委員会委員の選任
- 第10 議会運営委員会委員の選任
- 第11 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任について
- 第12 議長の常任委員会委員の辞任の件について
- 第13 選挙第3号 川薩地区介護保険組合議会議員選挙
- 第14 推薦第1号 さつま町農業委員会委員の推薦について

○議会事務局長（中村 慎一君）

おはようございます。本臨時会は、新町発足後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員のなかで年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、濱田 等議員が年長者でございます。ここにご紹介を申し上げます。

濱田議員、議長席にお着きください。よろしくお願ひします。

〔臨時議長登壇〕

○臨時議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただ今紹介されました濱田です。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、ご協力方よろしくお願ひします。

△開 会 午前10時02分

○臨時議長（濱田 等議員）

ただ今から、平成17年第1回さつま町議会臨時会を開会します。

△開 議

○臨時議長（濱田 等議員）

これから、本日の会議を開きます。

△日程第1 「仮議席の指定」

○臨時議長（濱田 等議員）

日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただ今着席の議席とします。

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午前10時03分

〔全員協議会 開会 午前10時03分〕

○臨時議長（濱田 等議員）

これから、全員協議会を開きます。

日程第2の議長の選挙であります。先般の申し合わせによりまして、各立候補者の所信を述べていただきます。立候補者については、登壇のうえ所信を述べてください。

それでは、立候補される方は挙手をお願いします。

〔東議員・濱田議員の挙手あり〕

○臨時議長（濱田 等議員）

2名の立候補者がありますので、順番のくじを引いてもらいます。前の方へお出でください。

○臨時議長（濱田 等議員）

くじの結果、1番 東 哲雄議員、2番 濱田 等議員です。

それでは、1番から順に所信を述べていただきます。

○東 哲雄議員〔登壇〕

議長立候補として決意と抱負を申し上げます。

新町「さつま町」が誕生いたしまして新時代の到来のなか、「さつま町が将来に誇れる町にしたい」、これは町民みんなの思いであります。そうした町民が心を1つにして、一步ずつそうしたさつま町を創り上げてまいりたいと、このように思っておるところでございます。

そのためにも旧町の垣根を取った融和・融合の一体感のあるさつま町であることが、最も大切であると考えております。そのために「議会がそうした状況をつくる先駆けでありたい」、そして「地域の隅々まで目を向けた議会にしたい」、そういう強い思いでございます。

今、地方自治は三位一体の改革や合併の進展ということで、ご案内のとおりでございます。このようななかで、住民の代表機関としての議会、この果たす役割・責任というものは誠に重要であると、このように思っております。議員として、議会として町の発展に向けて、議会本来の姿であります政策論争や施策の機能を十分に発揮すべく、研修活動、そしてまた県の機関との密接な関係を持ちながら、政務活動等を積極的に進めてまいりたいと、このように思っております。

また、「地域の顔が良く見える町づくりをしたい」。そのためにもやはり地域を良く知ることが大切であります。そのためにやはり議会がそういう地域に積極的に参加をしていくことが大切だと、このように思っております。

今季4年間は、新町「さつま町」が誕生いたしまして、その方向性を位置づける大事な年ということになります。議会が住民の負託に十分に応えるべく、そういうしっかりとした働きをしていくことが大切だと、このように思っております。その運営に向けて、私もこれまでの経験を十分に生かしながら、その運営に最大限の努力をしてまいりたいと、このように思っているところでございます。

どうか本日の議長選挙に対しまして、皆様方の温かいご理解とご支援をよろしく願いいたしまして、私の所信とさせていただきます。ありがとうございました。

〔降壇〕

○臨時議長（濱田 等議員）

次は、濱田 等です。

○濱田 等議員〔登壇〕

4月24日の町議会議員の選挙，激戦を制し当選をされました議員皆様におめでとうございますと申し上げます。この度の議会議長選挙の立候補にあたり，所信の一端を表明する機会を得ましたこと，誠にありがたく感謝申し上げます。

私は今期町政の最大課題は，新しい町「さつま町」町政のしっかりとした基盤づくりであると思います。そのためには何と言っても議会が一丸となって，その機能を果たすことであります。常任委員会の活発な活動はもちろんのこと，当面する重要課題について特別委員会等を設置し，積極的に政策形成を行い提言すること，議会の使命，議員の職責を果たすため議員自らの研修の機会の確保，また，議会審議のあり方等についてお互いの資質の向上に努めること，さらには，全国町村議会議長会における「町村議会の活性化方策に関する報告書」，これらを参考にしながら，新しい時代に即応した議会運営を行うこと，そして，町民の皆さんが議会活動を理解・関心を持って協力していただけるような広報活動に積極的に取り組むことなど，議会の改革・活性化を図ることに意を用いたことであります。

その第2は，町民全てが一体感を持って，明るく住みよい希望の持てる町の建設を目指すこととあります。これまで3町がそれぞれの行政目標を持ち，住民福祉の増進にかけてきた現状から，町の大同合併という状況の変革にかんがみ，町民に大きなとまどいもあろうかと思いますが，議会が先導に立って一体感の醸成を築くこととあります。

その第3は，近隣市町との友好信頼関係の確保を図る必要があります。北薩摩の中心都市「さつま町」は隣の市や町と仲良く交流してこそ発展が約束されると思います。特に祁答院町・入来町・樋脇町・東郷町をもつ薩摩川内市とは仲良くなければなりません。議会はその役目を果たす必要があります。このことについても皆様と一緒に真剣に取り組むをいたします。

その第4は，議会運営のあり方とあります。この度の選挙に対する町民の関心は非常に高く，町議選の投票率85.37％であります。議会活動に寄せる町民の期待は誠に大きなものがあります。議会運営に当たっては，公明・公正・効率性を実行することとあります。また，町政の円滑なる運営発展は，執行部と議会が共に同じ方向を目指し切磋琢磨努力することとあります。「一步離れて二歩離れず」の鉄則に徹し，前進しなければなりません。

私はこれまでに培った知識と経験を活かし，皆様と一緒に，新しい町さつま町議会が町民に信頼され，また，県一の議会運営と評されるような新しい議会として成長するため，精一杯の努力をいたす覚悟であります。どうか賢明なる議員皆様のご理解，ご賛同を賜りますようお願い申し上げます，言葉足りませんが所信の表明に代えさせていただきます。ありがと

うございました。

〔降壇〕

○臨時議長（濱田 等議員）

以上で、全員協議会を終わります。

〔全員協議会 閉会 午前10時14分〕

再開 午前10時14分

△ 日程第2 「選挙第1号 議長の選挙」

○臨時議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、選挙第1号、議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（濱田 等議員）

ただ今の出席議員数は、28名です。

○臨時議長（濱田 等議員）

次に、立会人を指名します。立会人に市来 修議員及び別府静春議員を指名します。

○臨時議長（濱田 等議員）

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配布〕

○臨時議長（濱田 等議員）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（濱田 等議員）

配布漏れなしと認めます。

○臨時議長（濱田 等議員）

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（濱田 等議員）

異状なしと認めます。

○臨時議長（濱田 等議員）

ただ今から投票を行います。投票の際は、向かって左側から登壇して投票を行い右側へ降壇

願います。

1 番議員から、順番に投票願います。

○臨時議長（濱田 等議員）

〔議員順次投票〕

2 番	市 來 修 議員	3 番	平 田 昇 議員
4 番	新屋敷 浩 議員	5 番	肥 後 紀 康 議員
6 番	木 下 敬 子 議員	7 番	米 丸 文 武 議員
8 番	麥 田 博 稔 議員	9 番	平八重 光 輝 議員
1 0 番	新 改 秀 作 議員	1 1 番	楠木園 洋 一 議員
1 2 番	宮之脇 金次郎 議員	1 3 番	柏 木 幸 平 議員
1 4 番	久 保 道 夫 議員	1 5 番	別 府 静 春 議員
1 6 番	舟 倉 武 則 議員	1 7 番	日 高 政 勝 議員
1 8 番	田 中 伸 一 議員	1 9 番	柳 田 隆 男 議員
2 0 番	山 崎 文 久 議員	2 1 番	岩 元 涼 一 議員
2 2 番	新 改 幸 一 議員	2 3 番	中 尾 正 男 議員
2 4 番	東 哲 雄 議員	2 5 番	川 口 憲 男 議員
2 6 番	木 下 賢 治 議員	2 7 番	内之倉 成 功 議員
2 8 番	高 嶺 実樹雄 議員	1 番	濱 田 等 議員

○臨時議長（濱田 等議員）

投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（濱田 等議員）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

○臨時議長（濱田 等議員）

開票を行います。市來 修議員と別府静春議員の開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○臨時議長（濱田 等議員）

選挙の結果を報告します。投票総数 2 8 票。有効投票 2 7 票。無効投票 1 票。有効投票のうち、東 哲雄議員 1 0 票。私、濱田 等 1 7 票。以上のとおりです。

○臨時議長（濱田 等議員）

この選挙の法定得票数は、7票です。したがって、私、濱田 等が議長に当選しました。

○臨時議長（濱田 等議員）

議場の出入口を開きます。

〔議場解鎖〕

○臨時議長（濱田 等議員）〔議長席〕

それでは、高い所からでございますが一言ごあいさつを申し上げます。

ただ今の選挙の結果、不肖私が議長の大役をおおせつかることになりました。浅学非才ではございますが、新しい「さつま町」の町の発展のために議員皆様と一緒にがんばっていく所存であります。どうかこれからいろんな問題が出てくると思いますが、先程申し上げましたとおり議会議員一丸となって、この町の先導的な役目を果たしていきたい、このように考えますのでどうかよろしくお願ひします。

自分でこの承諾ということになるということでございますので、議長をお引き受けしたことをご報告しながら、お願いとごあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。

〔新議長着席〕

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩をいたします。再開を概ね10時40分といたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時38分

○議長（濱田 等議員）

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日のこれからの日程は、お手元にお配りいたしました追加議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 「議席の指定」

○議長（濱田 等議員）

日程第1、議席の指定を行います。議席はただ今着席のとおり指定します。

△ 日程第2 「会議録署名議員の指名」

○議長（濱田 等議員）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、平田 昇議員及び舟倉武則議員を指名します。

△ 日程第3 「会期の決定」

○議長（濱田 等議員）

日程第3，会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は，本日から5月9日までの8日間にしたいと思いますが，ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ご異議なしと認めます。したがって，会期は，本日から5月9日までの8日間に決定しました。

△日程第4 「発議第1号 さつま町議会会議規則の制定について」，
日程第5 「発議第2号 さつま町議会委員会条例の制定について」，日程第6 「発議第3号 さつま町議会事務局設置条例の制定について」

○議長（濱田 等議員）

日程第4，発議第1号，さつま町議会会議規則の制定について，日程第5，発議第2号，さつま町議会委員会条例の制定について，日程第6，発議第3号，さつま町議会事務局設置条例の制定について，以上の発議3件を一括議題とします。

趣旨説明を求めます。久保道夫議員。

○提案者（久保 道夫議員）〔登壇〕

ただ今議題となりました発議3件について，提案の趣旨説明を申し上げます。

まず，発議第1号，さつま町議会会議規則の制定についてであります。地方自治法第120条の規定に基づき，本町議会の会議規則を制定しようとするものであります。

次に，発議第2号，さつま町議会委員会条例の制定についてであります。

本町議会に常任委員会，議会運営委員会，及び特別委員会を設置するため，地方自治法第109条第1項，第109条の2第1項及び第110条第1項の規定により，委員会条例を制定しようとするものであります。

最後に，発議第3号，さつま町議会事務局設置条例の制定についてであります。

本町議会に事務局を設置するため，地方自治法第138条第2項の規定により事務局設置条例を制定しようとするものであります。

以上で，提案の趣旨説明を終わります。

〔降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これより質疑に入ります。

まず、発議第1号、さつま町議会会議規則の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

なければ、本案の審議を一応中止しておきます。

次に、発議第2号、さつま町議会委員会条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

なければ、本案の審議を一応中止しておきます。

次に、発議第3号、さつま町議会事務局設置条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、ただ今まで審議を中止しておきました発議第1号から、ただ今の発議第3号まで、発議3件について一括してほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから、ただ今の発議3件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから採決します。ただ今の発議第1号、さつま町議会会議規則の制定についてから、発議第3号、さつま町議会事務局設置条例の制定についてまでの発議3件を、一括して採決します。

お諮りします。ただ今の発議3件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ご異議なしと認めます。したがって、発議第1号から発議第3号までの発議3件については、いずれも原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。再開は追って連絡をいたします。

休憩 午前10時44分

〔全員協議会 開会 午前10時58分〕

○議長（濱田 等議員）

これから、全員協議会を開きます。

日程第7の選挙第2号、副議長の選挙であります。

先般の申し合わせによりまして各立候補者の所信を述べていただきます。立候補者については、登壇のうえ所信を述べてください。

それでは、立候補される方は挙手をお願いします。

〔中尾正男議員・木下賢治議員の挙手あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、中尾正男議員と木下賢治議員に順番のくじを引いてもらいます。前のほうへお出てください。

○議長（濱田 等議員）

くじの結果、1番 木下賢治議員、2番中尾正男議員です。

それでは、順に所信を述べていただきます。

○木下賢治議員〔登壇〕

私は、先輩有志のあられるなかに、若輩ではございますけれども副議長選に立候補いたしました。その所信を述べさせていただきたいと思います。

新生「さつま町」、初めての議員選挙、「とにかく、たのんど」という切実な町民の思いが、これまでの選挙以上に伝わった選挙ではなかったかと思います。先日、新聞のひろばの欄に、一町民の私たち新議員への期待が投稿されていました。私は、選挙が終わった安堵を戒められた内容でございました。町民から任された誇りと責任をもって、議会活動をすべきではないでしょうか。

町の主体は町民1人ひとり、議会の主体は議員1人ひとりであることは言うまでもないことですけれども、これまで、合併前はそれなりに3町連携をとってきた行政・議会でありましたけれども、これからは一体的な融和が町民にも、議会にも不可欠な定義であると信じます。まず、私たち議会から融和の模範を示そうではございませんか。町民と執行部の間にあって、私たち議会はとことん議論し合い、そして1つの方向が定まったら、正に一体となってチェック機能に加え、執行部に、また町民にも前進への提言をして行く、そんな議会のスタンスを私は抱いております。

「行政と町民の潤滑油になりたい」。これが私の議員選出馬の所信でありました。私が、皆さんを導き、あるいは取りまとめるとか、そんな大それたことではございません。当然、議長

の補佐はしなければなりませんけれども、皆さん方の意見の聞き役として、また小間使いとして、正に議会の潤滑油的立場に立って一生懸命がんばる覚悟でございます。

議会の活性化と融和の一助を担いたいという思いで立候補をしましたので、よろしくお願いを申し上げます。旧町時代に副議長を経験させていただきましたけれども、当然スケールも違いますし容易なことではないと十分察しております。皆さん方のご指導、ご協力をいただきながら誠意をもって務めますので、よろしくお願いを申し上げまして所信と代えさしていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

〔降壇〕

○議長（濱田 等議員）

次は、中尾正男議員です。

○中尾正男議員〔登壇〕

副議長職の立候補の所信の表明と、自分を理解していただくための自己紹介をさせていただきます。

新町「さつま町」が発足いたしまして40日余りとなりました。私も今回の選挙戦を通じまして、多くの町民の方と対話をさせていただきました。そのなかで、今回のこの合併に対する町民の不満や、あるいは新しい町の先行きに不安をお持ちの町民の方が多数ございます。このことは私たち合併を進めてきた者にとっては非常に残念なことであり、少し遺憾に思うところがございます。私たちは合併をしたほうがより良い町づくりができるということを信じ、そして、合併のメリットがあるということも信じてまいったわけで、今回議席を与えていただいた私たちの仕事は、この合併のメリットをどうしていかに早く引き出すか、このことが私たちに課せられた大きな課題であるというふうに、私は考えているところでございます。

新しい町の姿、在りようについては法定協等で議論がされ、一様の形ができております。その目標とする町に向かって立派なまっすぐしたレールを、脱線しないための立派なレールづくりに汗を流すこと、このことが私たちに課せられた大きな使命であるというふうにも考えております。やるべきこと、成すべきことがたくさんございます。庁舎問題等先送りされた重要懸案等もたくさんございますし、いろいろと山ほど仕事はあるというふうに考えております。

そのなかで、私は絶対に行ってはいけない道、これが1つだけはあるというふうに考えております。近い将来、この私たちのさつま町という町が、近くの大きな市に合併をしなければやって行けなくなると、こういうことだけは絶対に避けていかなければならない課題であるというふうに私は考えております。今後、この議会活動のなかで判断に迷うようなことがありましたら、そのことはやはり判断材料の1つとして頭のなかに入れて行動を起していきたいと、このように考えております。

議会に望む姿勢としましては「是是非非」、言い古された古い言葉ではありますが、言葉にすればたった4文字であります。議会人としては非常にこの重みを持つ言葉であるというふうには私は考えております。過去14年間の議員の生活のなかで、このことだけは自信を持ってそういう態度で臨んでまいりましたし、今後もそういう態度で臨んでまいりたいというふうには考えております。

副議長の職というのは、よく議長の女房役であると言われる。議長はその立場上、表面に出られないことや申し上げにくいこともあるというふうには、事案によっては理解をしております。影になり支えていくのが副議長の職の務めではないかというふうには考えておりますし、今回は特に、合併して初めての議会ということもございまして、3町の融和・協調ということにも気を配りながら、この対応をして行かなければならないというふうには考えております。

私の趣味につきましてはスポーツと園芸ということですが、スポーツは下手の横好きで浅く広く何でもいたします。若い頃は山登りに熱中したこともございましたけれども、今は年に1～2回霧島の山を歩く程度です。野球は松井秀喜のファンで、ゴルフは100を切る程度であります。趣味の園芸につきましては花づくり農家として20数年やってまいりましたので、植物の気持ちはいささか分かるつもりでおります。今は金にならない国産野草や岩つつじを種からまいて育てて、結構楽しんでおります。中尾正男というのはそういう男でございまして。

皆様のご支持をいただきますなら、ありがたいと思っております。ありがとうございました。所信の一端に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（濱田 等議員）

以上で、全員協議会を終わります。

〔全員協議会 閉会 午前11時9分〕

再開 午前11時9分

△ 日程第7 「選挙第2号 副議長の選挙」

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（濱田 等議員）

ただ今の出席議員数は、28名です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に肥後紀康議員及び日高政勝議員を指名します。

○議長（濱田 等議員）

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配布〕

○議長（濱田 等議員）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

配布漏れなしと認めます。

○議長（濱田 等議員）

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（濱田 等議員）

異状なしと認めます。

ただ今から投票を行います。投票の際は、向かって左側から登壇して投票を行い右側へ降壇願います。1番議員から順番に投票願います。

〔議員順次投票〕

2番	市 來 修 議員	3番	平 田 昇 議員
4番	新屋敷 浩 議員	5番	肥 後 紀 康 議員
6番	木 下 敬 子 議員	7番	米 丸 文 武 議員
8番	麥 田 博 稔 議員	9番	平八重 光 輝 議員
10番	新 改 秀 作 議員	11番	楠木園 洋 一 議員
12番	宮之脇 金次郎 議員	13番	柏 木 幸 平 議員
14番	久 保 道 夫 議員	15番	別 府 静 春 議員
16番	舟 倉 武 則 議員	17番	日 高 政 勝 議員
18番	田 中 伸 一 議員	19番	柳 田 隆 男 議員
20番	山 崎 文 久 議員	21番	岩 元 涼 一 議員
22番	新 改 幸 一 議員	23番	中 尾 正 男 議員
24番	東 哲 雄 議員	25番	川 口 憲 男 議員

26番 木下賢治議員

27番 内之倉成功議員

28番 高嶺実樹雄議員

1番 濱田等議員

○議長（濱田等議員）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田等議員）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

○議長（濱田等議員）

開票を行います。肥後紀康議員と日高政勝議員の開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（濱田等議員）

選挙の結果を報告します。投票総数28票。有効投票28票。無効投票0票。有効投票のうち、木下賢治議員18票。中尾正男議員10票。以上のとおりです。

○議長（濱田等議員）

この選挙の法定得票数は、7票です。したがって、木下賢治議員が副議長に当選されました。

○議長（濱田等議員）

議場の出入口を開きます。

〔議場解鎖〕

○議長（濱田等議員）

ただ今副議長に当選された木下賢治議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

○木下賢治議員〔登壇〕

まずもって、ご推挙いただきましたことに対しまして厚く御礼を申し上げたいと思います。

先程も申し上げましたけれども、正に若輩でございます。ですけれども、濱田議長の補佐役として、また議長の先走りとして、皆さん方の小間使いとして一生懸命動き回りたいと思いますし、先程も申し上げましたけれども、確かに議会というものほとんどことんまで討論し、お互いの意見をそれぞれ述べ合って、最終的には1つの方向性を定めて行くわけですが、その後は本当にみんなが力を合わせて行くことが議会の活性化につながるし、町民に認められる議会になるかと思っております。

そういうなかで、厳しい目のなかにも融和をもった議会こそが議会の主たる活性化につながると考えますので、当然そういう思いで望むわけですが、それも皆さん方のご指導、ご鞭撻がなければ達成できないかと思っておりますので、どうかご指導方をよろしくお願ひし、一生懸

命務めることをお約束いたしまして着任の御礼に代えさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

〔降壇〕

△日程第8 「議席の一部変更」

○議長（濱田 等議員）

日程第8，議席の一部変更を行います。

今回の議長，副議長の選挙に伴い，会議規則第4条第3項の規定によって，議席の一部を変更します。申し合わせに基づき議長の議席を28番に，及び副議長の議席を27番とします。

したがって，28番高嶺実樹雄議員の議席を1番に，27番内之倉成功議員の議席を26番に，及び26番木下賢治議員の議席を27番にそれぞれ変更します。

変更された議席にお着き願ひます。

〔変更後の議席に移動〕

△日程第9 「常任委員会委員の選任」

○議長（濱田 等議員）

日程第9，常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については，委員会条例第7条第1項の規定によって，議長が会議に諮って指名することになっております。この件については申し合わせにより，議員各位より希望をとり，これに基づいて定数との調整を行い指名したいと思います。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時23分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き，会議を開きます。

ここで，お諮りします。常任委員会委員の選任については，委員会条例第7条第1項の規定によって，総務常任委員に肥後紀康議員，木下敬子議員，麥田博稔議員，平八重光輝議員，日高政勝議員，新改幸一議員，中尾正男議員，川口憲男議員，木下賢治議員及び私，濱田 等，以上の10名です。文教厚生常任委員に平田 昇議員，米丸文武議員，宮之脇金次郎議員，柏木幸平議員，久保道夫議員，舟倉武則議員，田中伸一議員，柳田隆男議員及び東 哲雄議員，

以上の9名です。建設経済常任委員に市來 修議員，新屋敷 浩議員，新改秀作議員，楠木園洋一議員，別府静春議員，山崎文久議員，岩元涼一議員，内之倉成功議員及び高嶺実樹雄議員，以上の9名。

以上のとおり，それぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ご異議なしと認めます。したがって，ただ今指名しましたとおり，それぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

これより，各常任委員会の正副委員長を互選していただきます。委員長及び副委員長は委員会条例第8条第2項の規定により，それぞれの常任委員会において互選することになっております。更に，同条例第9条第1項の規定により，委員長及び副委員長が共にいないときは議長が委員会の招集日時及び場所を定めて，その互選を行わせることになっております。

委員会の場所を次のとおり定めます。総務常任委員会は議長応接室，文教厚生常任委員会は第1委員会室，建設経済常任委員会は第2委員会室と定めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午後 1時56分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き，会議を開きます。

常任委員会の正副委員長が次のとおり決定した旨，通知を受けましたのでお知らせします。

総務常任委員長に平八重光輝議員，総務常任副委員長に川口憲男議員，文教厚生常任委員長に宮之脇金次郎議員，文教厚生常任副委員長に米丸文武議員，建設経済常任委員長に市來 修議員，建設経済常任副委員長に高嶺実樹雄議員。

以上のとおりでありますので，お知らせしておきます。

△日程第10 「議会運営委員会委員の選任」

○議長（濱田 等議員）

日程第10，議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については，委員会条例第7条第1項に基づいて，議長が会議に諮って指名することになっております。

ここで，お諮りします。議会運営委員会委員に木下賢治議員，平八重光輝議員，日高政勝議

員、宮之脇金次郎議員、舟倉武則議員、市來 修議員、岩元涼一議員の以上の7名をそれぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ご異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました7名を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

これより、議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、議会運営委員会において互選することになっております。更に、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長が共にいないときは議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

委員会の場所を、第2委員会室と定めます。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時14分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長が、次のとおり決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

議会運営委員長に舟倉武則議員、議会運営副委員長に木下賢治議員、以上のとおりでありますのでお知らせしておきます。

△日程第11 「議会広報特別委員会の設置及び委員の選任について」

○議長（濱田 等議員）

日程第11、議会広報特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会広報紙「さつま町議会だより」の編集発行のため、6名の委員で構成する議会広報特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ご異議なしと認めます。したがって、6名の委員で構成する議会広報特別委員会を設置することに決定しました。

次に、議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

ここでお諮りします。議会広報特別委員会委員に平八重光輝議員、木下敬子議員、宮之脇金次郎議員、柏木幸平議員、市來 修議員、新改秀作議員の以上の6名を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ご異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました6名を、議会広報特別委員会委員に選任することに決定しました。

これより、議会広報特別委員会の正副委員長を互選していただきます。委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、議会広報特別委員会において互選することになっております。更に、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長が共にいないときは議長が委員会の召集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

委員会の場所を、第2委員会室と定めます。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時31分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会広報特別委員会の正副委員長が、次のとおり決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

議会広報特別委員長に柏木幸平議員、議会広報特別副委員長に新改秀作議員、以上のとおりでありますのでお知らせしておきます。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時32分

〔議長席の交替、副議長が議長席に着席、議長の除斥〕

再開 午後2時33分

△日程第12 「議長の常任委員会委員の辞任の件について」

○副議長（木下 賢治議員）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12、議長の常任委員会委員の辞任の件についてを議題といたします。

濱田議長から都合により総務常任委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

異議なしと認めます。したがって、濱田議長の総務常任委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時34分

〔議長席の交替・議長が議長席に着席・副議長は自席に着席〕

再開 午後2時35分

△日程第13 「選挙第3号 川薩地区介護保険組合議会議員の選挙」

○議長（濱田 等議員）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13、選挙第3号、川薩地区介護保険組合議会議員の選挙を行います。当組合議会の議員については、本町の議会からは議員3名を選挙することになっております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ご異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

お諮りします。川薩地区介護保険組合議会議員に木下賢治議員、宮之脇金次郎議員、及び私濱田等以上の3名を指名したいと思います。

お諮りします。ただ今指名しました木下賢治議員、宮之脇金次郎議員、及び私、濱田 等を、川薩地区介護保険組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ご異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました木下賢治議員、宮之脇金次郎議員、及び私、濱田 等が川薩地区介護保険組合議会議員に当選しました。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

△日程第14 「推薦第1号 さつま町農業委員会委員の推薦について」

○議長（濱田 等議員）

日程第14、推薦第1号、さつま町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

議会推薦の農業委員を4人推薦したいと思います。4人の概略につきましては、お手元に資料を配布してありますのでお目通し願います。

お諮りします。農業委員会等に関する法律第12条第2号に規定する議会推薦の農業委員についてはお手元の資料のとおり、内 きぬ子さん、宮之脇むつ子さん、熊田みゆきさん、及び上別府ユキさんの以上4名を推薦したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ご異議なしと認めます。したがって、内 きぬ子さん、宮之脇むつ子さん、熊田みゆきさん、及び上別府ユキさんの以上4名を農業委員会委員に推薦することに決定しました。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後2時38分

〔全員協議会 開会 午後2時38分〕

○議長（濱田 等議員）

全員協議会を開きます。

次は、5月9日の議事日程で予定している議会選出の「さつま町監査委員の選任について」を議題といたしたいと思えます。これについては、地方自治法第196条第1項に基づく議会選出による監査委員を町長に推薦することになります。先般の議員懇談会において、新屋敷浩議員及び、麥田博稔議員が監査委員の意思表示をされています。

○議長（濱田 等議員）

投票ということになりますが、投票について先の議長、副議長の選挙のとおり、投票によって行うということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、推薦者を投票により決定いたします。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（濱田 等議員）

ただ今の出席議員数は、28名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に木下敬子議員及び田中伸一議員を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙の配布〕

○議長（濱田 等議員）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（濱田 等議員）

異常なしと認めます。

ただ今から、投票を行います。投票の際は、向かって左側から登壇して投票を行い右側へ降壇願います。1番議員から順番に投票願います。

〔議員順次投票〕

2番	市 來 修 議員	3番	平 田 昇 議員
4番	新屋敷 浩 議員	5番	肥 後 紀 康 議員
6番	木 下 敬 子 議員	7番	米 丸 文 武 議員
8番	麥 田 博 稔 議員	9番	平八重 光 輝 議員
10番	新 改 秀 作 議員	11番	楠木園 洋 一 議員
12番	宮之脇 金次郎 議員	13番	柏 木 幸 平 議員

14番	久保道夫	議員	15番	別府静春	議員
16番	舟倉武則	議員	17番	日高政勝	議員
18番	田中伸一	議員	19番	柳田隆男	議員
20番	山崎文久	議員	21番	岩元涼一	議員
22番	新改幸一	議員	23番	中尾正男	議員
24番	東哲雄	議員	25番	川口憲男	議員
26番	木下賢治	議員	27番	内之倉成功	議員
28番	高嶺実樹雄	議員	1番	濱田等	議員

○議長（濱田 等議員）

投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

○議長（濱田 等議員）

開票を行います。木下敬子議員と田中伸一議員の開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（濱田 等議員）

選挙の結果を報告します。投票総数28票。有効投票27票。無効投票1票。有効投票のうち、新屋敷 浩議員18票。麥田博稔議員9票。以上のとおりです。

○議長（濱田 等議員）

この選挙の法定得票数は、7票です。したがって、新屋敷 浩議員が議会推薦の監査委員に推薦することに決定されました。

○議長（濱田 等議員）

議場の出入口を開きます。

〔議場解鎖〕

○議長（濱田 等議員）

ただ今当選されました新屋敷 浩議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

○議長（濱田 等議員）

これで、全員協議会を終わります。

[全員協議会 閉会 午後2時50分]

再開 午後 2時50分

△散 会

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。5月9日は午前10時から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。ご苦勞さんでした。

散会時刻 午後2時50分

平成17年第1回さつま町議会臨時会会議録

(第2日)

○開会期日 平成17年5月9日

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(28名)

1番	高嶺実樹雄	議員	2番	市來修	議員
3番	平田昇	議員	4番	新屋敷浩	議員
5番	肥後紀康	議員	6番	木下敬子	議員
7番	米丸文武	議員	8番	麥田博稔	議員
9番	平八重光輝	議員	10番	新改秀作	議員
11番	楠木園洋一	議員	12番	宮之脇金次郎	議員
13番	柏木幸平	議員	14番	久保道夫	議員
15番	別府静春	議員	16番	舟倉武則	議員
17番	日高政勝	議員	18番	田中伸一	議員
19番	柳田隆男	議員	20番	山崎文久	議員
21番	岩元涼一	議員	22番	新改幸一	議員
23番	中尾正男	議員	24番	東哲雄	議員
25番	川口憲男	議員	26番	内之倉成功	議員
27番	木下賢治	議員	28番	濱田等	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	中村慎一	君	議事係長	福田澄孝	君
議事係主査	角茂樹	君	議事係主査	原田健二	君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	井上章三	君	総務課長	宮之脇尚美	君
鶴田総合支所長	岡村兼利	君	薩摩総合支所長	山下彦志	君
税務課長	二階堂清一	君	環境課長	桑園憲一	君
福祉介護課長	鬼塚三武	君	健康増進課長	中村政己	君
農政課長	久保蘭純	君	耕地林業課長	脇黒丸猛	君
建設課長	前園義広	君	開発課長	北原美義	君
企画広報課長	和気純治	君	教委総務課長	上久保澄雄	君
教委学校教育課長	瀬戸山稔	君	教委文化課長	川添俊行	君
水道課長	楠木園建雄	君	会計課長	下市真義	君
商工観光課長	橋之口幸男	君	町民課長	堅山修啓	君
消防長	田上泉	君			

○本日の会議に付した事件

- 第1 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(さつま町役場の位置を定める条例ほか172件の条例の制定について)
- 第2 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
(平成16年度さつま町一般会計暫定予算)
- 第3 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成16年度さつま町国民健康保険事業特別会計暫定予算)
- 第4 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて
(平成16年度さつま町老人保健医療特別会計暫定予算)
- 第5 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成16年度さつま町介護保険事業特別会計暫定予算)
- 第6 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて
(平成16年度さつま町立薩摩診療所特別会計暫定予算)
- 第7 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて
(平成16年度さつま町農業集落排水事業特別会計暫定予算)
- 第8 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて
(平成16年度さつま町宮之城簡易水道事業特別会計暫定予算)
- 第9 議案第9号 専決処分の承認を求めることについて
(平成16年度さつま町鶴田中央簡易水道事業会計暫定予算)
- 第10 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて
(平成16年度さつま町鶴田簡易水道事業特別会計暫定予算)
- 第11 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて
(平成16年度さつま町薩摩簡易水道事業特別会計暫定予算)
- 第12 議案第12号 専決処分の承認を求めることについて
(平成16年度さつま町水道事業会計暫定予算)
- 第13 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて
(さつま町と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託について)
- 第14 議案第14号 専決処分の承認を求めることについて
(川薩広域市町村圏協議会の設置について)
- 第15 議案第15号 専決処分の承認を求めることについて
(広域基幹林道紫尾線維持管理協議会への加入について)
- 第16 議案第16号 専決処分の承認を求めることについて
(さつま町指定金融機関の指定について)
- 第17 議案第17号 専決処分の承認を求めることについて
(平成16年度さつま町一般会計暫定補正予算(第1号))
- 第18 議案第18号 専決処分の承認を求めることについて
(さつま町税条例の一部改正について)
- 第19 議案第19号 専決処分の承認を求めることについて
(さつま町温泉供給条例の制定について)

- 第20 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて
(さつま町文化財保護条例の一部改正について)
- 第21 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて
(平成17年度さつま町一般会計暫定予算)
- 第22 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて
(平成17年度さつま町国民健康保険事業特別会計暫定予算)
- 第23 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて
(平成17年度さつま町老人保健医療特別会計暫定予算)
- 第24 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて
(平成17年度さつま町介護保険事業特別会計暫定予算)
- 第25 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて
(平成17年度さつま町立薩摩診療所特別会計暫定予算)
- 第26 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて
(平成17年度さつま町農業集落排水事業特別会計暫定予算)
- 第27 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて
(平成17年度さつま町水道事業会計暫定予算)
- 第28 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて
(平成17年度さつま町簡易水道事業会計暫定予算)
- 第29 議案第29号 さつま町監査委員の選任について
- 第30 議案第30号 さつま町監査委員の選任について
- 第31 議案第31号 さつま町教育委員会委員の任命について
- 第32 議案第32号 さつま町教育委員会委員の任命について
- 第33 議案第33号 さつま町教育委員会委員の任命について
- 第34 議案第34号 さつま町教育委員会委員の任命について
- 第35 議案第35号 さつま町教育委員会委員の任命について
- 第36 議案第36号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第37 議案第37号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第38 議案第38号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第39 議員派遣の件
- 第40 閉会中の継続調査について

△開 議 午前10時10分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただ今から、平成17年第1回さつま町議会臨時会第2日の会議を開きます。教育委員会委員長及び農業委員会会長から本日の会議に欠席する旨、また14番、久保道夫議員から遅刻する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

これから、本日の会議を開きます。

△日程第1 「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて」

○議長（濱田 等議員）

日程第1，議案第1号，専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（井上 章三君）〔登壇〕

おはようございます。提案理由を申し上げる前に一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

去る4月24日に執行されました合併後の設置選挙に伴います町長選挙におきまして、初代さつま町の町長に当選をさせていただきました。衷心より感謝いたしております。選挙後、早2週間が過ぎましたが、町内外の新生さつま町に寄せる大きな期待に、改めて責任の重大さを痛感しているところであります。

新生さつま町では、合併協議会で決定しております新町建設計画を前提としながら、薩摩川内市のような事情の異なる地域による大きな合併とは異なりまして、生活圈や経済圏などが共通する町同士の合併でありますだけに、合併のモデルとなるような公平感と一体感のある町づくりを目指して、また、選挙で申し上げました10の町政目標の達成に向けて、積極果敢に町政に取り組んで参りたいと考えております。

これからは、国・県の財政危機は言うまでもなく、未曾有の少子高齢化時代に踏み込んでいく時代でありますと共に、国際協調が問われるという厳しい時代でもあります。それだけに、前例にとらわれることなく、新しい時代を創造していくという気概を持って、スピード感を持って改革と町づくりを進めていきたいと思うところであります。

議員各位におかれましては、新町「さつま町」の町政運営により一層のご支援とご協力をお願い申し上げる次第であります。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号，専決処分の承認を求めることについてであります。これは、さつま町の設置に伴い、即時制定し施行すべき、さつま町役場の位置を定める条例ほか172件の条例の制定について急施を要し、地方自治法第179条第1項の規定により専決したもので、同条第

3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

〔降壇〕

○総務課長（宮之脇 尚美君）

それでは、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただ今議題となっております議案第1号については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。

議案第1号については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○久保 道夫議員

議長、14番着席しました。

○議長（濱田 等議員）

14番、着席。

質疑はありませんか。麥田博稔議員。

○麥田 博稔議員

何点かお伺いしたいと思うんですが、まず、さつま町すこやか巡回輸送バス運行規則についてお伺いします。町長は公約で、合併のモデルとなるような公平感と一体感のある町づくりに努めますと言われて、この前のさつま町のあれに、交通弱者対策ということも言われました。

この条例を見てもみますと、巡回輸送バスですけれども、これは無料になってるんですね。それで旧町の宮之城町のほうにも宮之城巡回バスというのがありまして、こちらは有料になっています。200円の負担を久富木とか取ってるんですけれども、その辺が合併の話し合いのなかでは、当分の間するというようなことになってましたけれども、当分の間というのは広辞苑によりますと「しばらくの間」とか、「少しの間」とかなっていますが、その辺の考えをどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

それから職員の勤務手当、これは43号になるんですかね、特殊勤務手当なんですけれども、条例によりますと、これは第15条、消防職員の特殊勤務手当なんですけど、今、全国で話題になってますけれども、消防職員というのは火を消すために入るとかですよ、救急業務の仕事に行くんだから、それを特別に手当を月額2,000円、それから救急に出動したら150円、この辺が私はちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですよね、潜水業務なんかは非常に特殊ですから300円の手当になってますけれども、その辺の町長の今後のお考えをですねお伺いしたいと、ここで条例を変えてくれというわけにもいきませんが、町長の基本的な考えをお伺いしたいというふうに思います。

それから、さつま町健康ふれあいセンター条例についてお伺いしますが、これは「ヘルシーランドつるだ」に委託ということになってますけれども、これの設置の目的は「町民福祉の向上及び健康づくりを推進し、人や物の交流を通して観光及び産業の振興に寄与する」と書いてあるんですけれども、福祉の向上及び健康づくりを推進するちゅう目的にして、使用許可のところ「ふれあいセンターの大広間施設は、入浴による休憩及び宴会以外に使用しようとするものは、許可を受けなければならない」と、明らかに福祉の向上と、それから健康づくりを推進する目的から逸脱した第4条ではないかと思うんですよ。明らかに宴会を目的とした施設になってるんじゃないかと、この条例からいくと。ですから、その辺の町長のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

それと、「つるだ荘」の関係ですけれども、これも使用料を取るとなってますが、今は管理委託をされてるんじゃないですか。だから、条例に違反してるんじゃないかなという気持ちがあるんですが、その辺の考えをちょっと理解をさしていただきたいというふうに思います。

まだいろいろあったんですけれども、とにかく長くなりそうですので、この辺で一応1回目の質問を終わりたいと思います。

○総務課長（宮之脇 尚美君）

それではお答えを申し上げます。まずバスの運行の関係でございます。これにつきましては、旧薩摩町が無料で運行をされておまして、これにつきましては法定協議会のなかでもいろいろ論議があったというようなふうに聞いております。担当課といたしましては、企画広報課のほうを担当になるかと思うんですが、現在、行政改革の関係分につきましては、この振興計画の策定の関係そういう分も含めて、全体的なそういう見直しというのを当然しなければならないだろうというふうに、先般も話し合いを行ったところでございます。

したがって、17年度中にはそこら辺のいわゆる財政負担という問題等も勘案をしながら、いわゆる地元のそういう住民の皆様方の意向、あるいはまたバスの利用の関係、あるいはまた本町の場合は試行的に久富木方面への有料化のバスも運行しておったわけでございますが、

そういう意味のトータル的に検討する必要があるんだろうというようなふうを考えているところでございます。しばらくお時間をいただきたいと思います。

「ヘルシーランドつるだ」の関係でございますが、当然これは事業を導入いたしましての設置でございます。したがって、入浴、若しくは宴会等を行われる場合は事前に予約があったと思うんですが、その他のそういう施設等を使う場合には、基本的には使用許可というのが必要ではなかろうかというふうを考えているところでございます。

それから、「つるだ荘」の使用料の関係については、総合支所長が出席いたしておりますので、こちらのほうでご答弁があるかと思えます。

〔「町長の意見を聴きたい」と呼ぶ者あり〕

○消防長（田上 泉君）

先程、特殊勤務手当につきましてご質問がございました。消防組合発足以来24年になりますが、発足当時から特殊勤務手当ということで、出動手当につきましては火災並びに救急について150円、そしてその他月額2,000円の消防手当で運営をさしていただいております。

ご案内のとおり、消防業務は地域住民の生命財産を守るという崇高な使命感のもとで業務をいたしております。そしてまた消火活動、あるいは救急活動、救助活動におきましては、劣悪な作業環境のなかで、また隊員の生命の危険ななかで業務をいたしております。そういったことを踏まえまして、全国的にこういった制度のなかで運用がされてきているということで、理解をいたしております。

今後の取扱いにつきましては、それぞれ町長をはじめ、それぞれのところでご検討いただきながら、改める必要があればそのようなことで改めなければいけないと思えますが、今現在は、そういう劣悪な環境のなかでの業務ということで、ご理解をいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○鶴田総合支所長（岡村 兼利君）

「さつま町町民センターつるだ荘」関係についてのご質問でございますけれども、これにつきましては業務の委託をいたしている現状でございますが、業務の管理業務委託と、また使用料の徴収関係も条例に出ているわけでございますが、入浴料、また休憩室、集会施設等の使用料関係の徴収業務委託、2本を一応委託いたしておりますが、直営方式でこの管理をさしていただいているというような状況でございます。

○麥田 博稔議員

バスについては了解しました。今後、全体的ななかで見直すということでオー・ケーです。

それから消防につきましては、この15条にですよ、「特殊性を給料で考慮することが適当でない」と書いてあるんですけれども、それだけやはり劣悪な状況とか何とかだったら基本的

に考えないとまずいのかなあ、ただ出たときにやればいいということじゃなくて、やはりそういう劣悪な危険な仕事であるということを感じの上で、やはり応募して行かれるわけですから、そのなかで手当、私はですね、この15条で税務職員とかこの辺は理解するんですよ。500円の手当で、これでも少ないかなあといったら、非常に厳しい目に遭ったり言われたりします。それから感染症の防疫作業ですね。これはやっぱり自分がかかるかもしれないなかです。ということで、500円。

だけど、ここは本当に自分としては理解できないんですが、一応意見は質疑ですから言えないということですので、その辺で止めときますけれども、今後の課題にしていきたいというふうに思います。

それから、「つるだ荘」のことにつきましては、この条例に管理委託というところが出てこないんですよ。私が見た感じでは。それで、「ヘルシーランドつるだ」については、この委託ができる。管理の委託ということで第3条にうたってあるんですけども、さつま町の健康ふれあいセンターですね。そこが、だから条例の不備なのかなあと思ったものですから、先ほど質問をしたわけです。

それから、さつま町の健康ふれあいセンターにつきましては、町長も重々お分かりだと思っておりますが、私たちの旧宮之城町の議会のなかでもいろいろと問題になりました。合併に対するあれで。ただ、よその町のことだから今は何も言えない。今後の検討課題であるというような話だったんですが。

この平成12年の5月26日に閣議決定されました「民間と競合する公的施設の改革について」というところで、まず1番目に「施設の新設及び増築の禁止」、これは平成12年5月からですね。なお、現在計画段階にあり工事未着手のものについては、これを取りやめろと。

ほいで2番目です。「既存施設の廃止、民営化その他の合理化措置」ということで、「官民の税制を含めた同一競争条件の確保の観点から、施設ごとの独立採算制を原則とし、一定の基準に基づいて、個々の施設ごとに企業会計原則に準ずる特殊法人等会計処理基準により、経営成績等を明確にし、早期、5年以内に廃止、民営化その他の合理化を行いなさい」と、平成12年ですから、今年の5月26日までにそのようにしなさいという、こういう通達がきてるんですけども、その辺のお考えを、どのようにお考えなのかお伺いしたいというふうに思います。

○企画広報課長（和気 純治君）

ただ今質問がありました件でございますが、一応平成12年5月26日に閣議決定ということで、そのような方向が出されております。これにつきましては5年以内というのは、あくまでも国の施設については5年以内という形での廃止とか、民営化の合理化措置というのをやるというのが一応決定されております。

地方公共団体についても同じような、これに準じた措置をするようにということで通知がきておりますが、先程もありましたように、今度、指定管理者制度に来年の8月いっぱいに移行しなけりゃいけないということでございますが、そういうなかで「第3センターに関する指針」というのも自治省のほうで出されておりますが、このなかで、「指定管理者制度が導入されたことを踏まえ、第3セクター以外の民間事業者の活用についても積極的に検討を行う」というようなことの指針を出されております。

そういう意味で、今後、指定管理者制度の移行のなかで、そういう方向での検討というのも当然なされていくというふうに考えております。

○ 栗田 博稔議員

今、課長のほうから国の指針という感じがあったんですが、県の地方課長からもですよ、各市町村に来てますよね、国からこういうのがあったと。ですから、まあなってまだ1カ月そこらですから、まあなかなか無理なところもありますけれども、新さつま町として、なって、引き受けて、やった以上は、やはり町民の方が納得するようにやはり今後の方針をさせていただきたいと。

特に、ここに書いてありますように、「町民福祉の向上と健康づくりを推進する」と書いてあるんですから、やはりそういう基本的なもとに戻ってですよ、やって行くのが私はベストな方法じゃないのかなあと。ただ聞きますとまあ、あとで出てきますが、一般会計で600万円ぐらい組んでありますけど、17年ですね。私は2,000～3,000万円と聞いた、あとまだあと基金も地方債も残っているという話も、6億円ぐらいあるとかと聞いてたんですけど、600万円ぐらいだったらいいのかなあと簡単に思ったりしたんですけども。

やはり民間で、私は湯田ですけども、やはりいろんな宴会とかされますと非常に影響を受けてると。それは、あそこができたからだけじゃなくて、世の中の流れもあるという話を私は業者の方にもするんですよ。やはり自助努力もせんにゃいかんと言いますけれども。

基本的に、ここにも事務次官の通達がありますように、税制を含めた同一競争条件に外れると思うんです。あの13億円かいくらかかったという話ですけども、あれだけのものを民間が造ったら、固定資産税がいくらきますか。これはちょっと通告してませんでしたから言いませんけれども。

だから、民間の方は13億円かけたら、それを銀行から借りたらその金の返済もせないかん、固定資産税も払わないかん。そういうところと競争するようなものは、これは、私は今後の新さつま町ですね、税収が非常に少なくて、どっからとろうかとかちゅうて、いろいろ検討しているなかで厳しいものがあるんじゃないかと思えます。

ですから今後のあれで、先程課長のほうから答弁がありましたように、まあ管理者制度を使

われるのかどうか知りませんが、やはり同一条件のもとにという、確保、これだけはしっかり守って、そういうことをしていただくように疑問を呈しておきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。楠木園洋一議員。

○楠木園 洋一議員

町長にちょっと、この前ですね、新しい井上町長が就任ということで南日本の支局長が書いておられましたけれども、ごみ処理場の問題ですね。近隣町村とのやっぱりその連帯を取っていくとなっていますけれども。今後協議するとなっていますけれども。今後やっぱり進めていく考え、ちょっとでいいですけどもありませんか。

このあれでした。115条ですね。条例の、ごみ処理場の問題です。それに関連してでした。

○町長（井上 章三君）

ただ今の質問に関しましては、合併のいろんな協議に関連いたしまして、この一部事務組合の問題が大分議論になり現在の状況になっております。それでこれは本町にとっても、今後の交渉如何によっては財政負担が非常にこの影響が出てくるという問題でありますだけに、薩摩川内市と積極的に協議をします。これは町長ないし、また三役人事等が決まったあとに、よく話をしましょうということになっておりますから、そういうことで住民の負担につながらないように、できる限りの交渉をしたいという気持ちでおりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第1号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-
- △日程第2 「議案第2号 専決処分の承認を求めることについて」,
 - 日程第3 「議案第3号 専決処分の承認を求めることについて」,
 - 日程第4 「議案第4号 専決処分の承認を求めることについて」,
 - 日程第5 「議案第5号 専決処分の承認を求めることについて」,
 - 日程第6 「議案第6号 専決処分の承認を求めることについて」,
 - 日程第7 「議案第7号 専決処分の承認を求めることについて」,
 - 日程第8 「議案第8号 専決処分の承認を求めることについて」,
 - 日程第9 「議案第9号 専決処分の承認を求めることについて」,
 - 日程第10 「議案第10号 専決処分の承認を求めることについて」,
 - 日程第11 「議案第11号 専決処分の承認を求めることについて」,
 - 日程第12 「議案第12号 専決処分の承認を求めることについて」

○議長（濱田 等議員）

お手元に配布してある議事日程のとおり、日程第2、議案第2号、専決処分の承認を求めることについてから、日程第12、議案第12号、専決処分の承認を求めることについてまで、以上の議案11件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（井上 章三君）〔登壇〕

議案第2号から議案第12号までの議案11件の専決処分の承認を求めることについてであります。

これにつきましては、さつま町の設置に伴い、それぞれ平成16年度の各会計に係る暫定予算の専決分でありまして、議案第2号のさつま町一般会計、議案第3号のさつま町国民健康保険事業特別会計、第4号のさつま町老人保健医療特別会計、議案第5号のさつま町介護保険事業特別会計、議案第6号のさつま町立薩摩診療所特別会計、議案第7号のさつま町農業集落排水事業特別会計、議案第8号のさつま町宮之城簡易水道事業特別会計、議案第9号のさつま町鶴田中央簡易水道事業会計、議案第10号のさつま町鶴田簡易水道事業特別会計、議案第11号のさつま町薩摩簡易水道事業特別会計、及び第12号のさつま町水道事業会計について、暫定予算として所要の経費を予算措置する必要が生じたものであります。

いずれにつきましても、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

〔降壇〕

○総務課長（宮之脇 尚美君）

それでは、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（中村 政己君）

議案集は3ページになりますけれども、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて、並びに議案第4号、専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○福祉介護課長（鬼塚 三武君）

議案第5号、専決処分の承認を求めることについて、内容のご説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（中村 政己君）

議案第6号、専決処分の承認を求めることについて、説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○環境課長（桑園 憲一君）

議案第7号、専決処分の承認を求めることについて、内容を説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（楠木園 建雄君）

議案集の8ページでございます。議案第8号、専決処分の承認を求めることについて、議案第9号、専決処分の承認を求めることについて、議案第10号、専決処分の承認を求めることについて、議案第11号、専決処分の承認を求めることについて、及び議案第12号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただ今議題となっております、議案第2号から議案第12号までの議案11件については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ご異議なしと認めます。議案第2号から議案第12号までの議案11件については、会議規

則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

しばらく休憩します。再開はおおむね概ね午後1時30分とします。

休憩 午前11時18分

再開 午後 1時28分

○議長（濱田 等議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、順番に質疑を行います。まず、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。平八重光輝議員。

○平八重 光輝議員

総務管理費のことでお尋ねいたします。さつま町は電算システムにおいてはですね、非常に素晴らしいと言いますか、最新の機器を導入され、またシステムも3町統合されて、計画的にも非常に素晴らしいものが私はできていると思っておるんですが、39ページにですね、情報システム費として4億8,700万円。内訳としまして、サーバ機器2億3,590何万円ですね。それと、41ページのシステム統合業務に1億円ちょっとというお金を計上してあるわけですが、3月22日から31日までの短い10日間の暫定予算のなかで、こういう金額がここに出てきた理由をお尋ねいたします。

○企画広報課長（和気 純治君）

10目の情報システム費の今回の合併システムについての機器の整備の考え方でございますが、今回の合併のシステムにつきましては、旧町の、合併前の3町長におきまして、こういう形で整備をするということでの協定書を締結しております。その協定書のなかで、宮之城町が代表して備品等の購入等の契約を行うということの契約書がございまして、それに基づきまして宮之城町の議会で平成16年7月27日に議決を得まして、契約を締結いたしております。

そして、その契約しましたシステムは3月22日からの稼働ということで、旧町での支払いというのはできませんで、このシステムの稼働後1カ月以内に支払うということでもございましたので、今回、暫定予算で予算を計上し、今回16年度の予算として支払うものでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。麥田博稔議員。

○麥田 博稔議員

今の関連ですが、地方債を3億2,460万円起されてますよね。これが合併特例で75%だから、自前で一般財源として今後出さないかんのは、どれぐらいなるんですか。

○総務課長（宮之脇 尚美君）

一般財源の負担の関係でございますが、ここに事項別明細のほうの10目の情報システムの欄に4,260万5,000円ということで、一般財源を表記をしております。

○麥田 博稔議員

私が聞いたのは、この4,260万円は分かるんですよ。地方債で3億2,460万円起しますけど、合併特例で認められて今後補助対象になるでしょう。だから3億2,460万円まるまる返すんじゃないくて、今後補助対象でいくらで、自前がいくら出さないかんのかということ。

○総務課長（宮之脇 尚美君）

多分、財政措置と言いますか、交付税での措置がという話になろうかと思うんですが、これについては基本的には、交付税で元利償還金の70%を算入するというので、なっているようにございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。麥田博稔議員。

○麥田 博稔議員

ないようですから、何点かお伺いしたいと思います。

10ページですが、一般会計の暫定予算書の10ページ。これのさつま町の土地改良区、これの限度額で、損失補償全額と書いてあるんですが、これが総体でどれぐらいになるのかですね、教えていただきたいと。

それから、43ページ、2款1項12目。公用車を290万円、鶴田総合支所で買われているんですが、暫定予算のなかで買う必要があったのかどうか、その辺をちょっと説明をお願いします。

それと、53ページ、3款1項2目。ここに老人等理髪サービス委託料10万円。それから、金額は小さいんですが健康づくり推進事業あじさい入浴券、書いてありますけれども、これは合併時に廃止するというので意見が一致してたんじゃないですか。

それから、54ページの敬老祝金8万円、計上してありますが、敬老祝金は確か条例によると9月の何日か現在、あとは100歳になった方に10万円ですか、なってると思うんですけども、8万円というのはちょっと半端だと、金額は少ないんですけどもお伺いしたいと思います。

それから、63ページ、3款2項4目になりますね、旧宮之城町の分で佐志保育所と太陽、

それから山崎ですね、民間委託したんですけれども、これは昨年12月議会で施設改修工事費とかいろいろ議決したんですが、その執行残が残ってここにあげられたのかどうか、その辺を。それと、この山崎につきましては、そのとき確か外壁工事で340万円だったと思うんですけれども、348万3,000円となっておりますけれども、もしそれだったら、それが増えたのが入札でなったのかどうか。

それから、72ページ。4款1項8目、環境衛生費ですけれども、ここに委託料で高齢者ごみ処理支援事業25万1,000円、書いてありますが、これは合併時までには条例を制定して、改修とか料金とか決めるということだったんですが、そこをお知らせ願いたいと思います。

それからその上、簡易水道の会計繰出金が3,956万円ありますが、これに関連して、合併の話し合いのなかで「簡易水道料金については平成17年度中に見直しを行って、18年度から統一料金を適用する」と、「従前の料金より高くなる場合は3年以内をメドに段階的に調整する」とあるんですけれども、17年度中というか、そのときに料金統一をどのように考えられてるのかですね。私は一括でドーンと下げるとするのは、ある程度危険じゃないかと思うんですよ。この前、研修会があったときに水道課長のほうから答弁で、交付税措置されてるというような話があったんですが、これは非常に私として危険な考えじゃないかと。やはり、水道にきたやつを水道に全部使う。それから、消防にきたやつは消防が使う。建設課にきたのは建設課が使うとなりますと、非常にこの行政として、交付税がある程度目的できますけど、一般財源化してですよ、町民が、それこそ町長が言われたように公平感があって一体感がある町をつくるためには、ある程度そういう交付税を全体でプールして、そして、町民が平等に公平感を味わえるように使うべきじゃないかと思うんですが、そういうところをちょっと、これに関連して、ちょっと外れるかもしれませんがもしもお伺いしたい。

それから、薩摩家畜検査場の移転事業費2,337万6,000円。食糧費とかいろいろ出ていますけれども、これはどういう事業だったのか、中身をちょっとお知らせいただきたいと、お願いしたいと思います。

○耕地林業課長（脇黒丸 剛君）

まず、10ページの関係でございます。債務負担行為の関係でございますけど、土地改良区の借入れの関係でございますが7地区の分でございます。これにつきましては損失補償額が7地区で3,764万円でございます。その内17年度以降の償還額が549万3,794円でございます。以上でございます。

○総務課長（宮之脇 尚美君）

全体的な予算編成の関係でご質問がありました。これにつきましては暫定予算のなかで、平成16年度分につきましては、いわゆる3月21日までに支払いが終わらなかった部分、これ

については全て計上をさしていただいておりますので、そのようなことをご理解をいただきたいと思っております。

○農政課長（久保 純隆君）

薩摩家畜検査場移転の関係でございますが、これにつきましては国道504号の改築に伴いまして、ちょうど旧市場が、検査場がインターチェンジにかかるということから移転をするということでございます。県のほうから移転補償費をいただきまして、そして移転工事をしたところでございます。食糧費等につきましては、これの祝賀会用の経費を計上いたしまして、3月12日に祝賀会等が終わっておりますが、これの支出が暫定予算のほうに回って来たということでございます。

○鶴田総合支所長（岡村 兼利君）

43ページの備品購入費につきまして、鶴田町総合支所290万円の計上関係についてのご質問でございますけれども、これにつきましては、経済課と建設課の公用車が10年以上経過をいたしております、財政状況等も検討さしていただきながら、3町の合併協議のなかでも一応協議をさしていただきながら計上さして、どうしても支払い関係が遅れるというようなことで暫定に入れさしていただいたものでございます。

○麥田 博稔議員

この簡易水道料金について、この繰出金ですね、ここに関連してお伺いするんですけれども、これについてはまだ答弁がなかったんですが、これについての答弁をお願いしたい。

と言うのがですね、私は委員会というか、旧宮之城町の建設経済と文教もいたんですけれども、前もちょっと研修会のときに言いましたが、同じ町民でありながらあまりにも宮之城町もひどかったんですよ。ご存知のように、平川が5,700円ぐらいですか。そして湯田は鶴田のおかげで550万円ぐらい一般財源を補填してましたけれども、鶴田のほうに宮之城からですね。だけど、それでも2,670円ですか、2,760円か、非常に安かったんです。だから、あまりにも違いすぎるので、もうちょっと平川とほかのところを下げてくれるべきではないかというような質問をしたんですけれども、この前もちょっと話をしましたように、そのときには財政当局ちゅうか行政側の答弁は、平川の方とか、あそこはそれを納得してしたんだと。だから、ある程度してもらわないとうちの財政がもてないから、どうしても議員が言われる気持ちはわかりますけれども、できないということだったんですね。

これが、合併をしたときには一括でその安くなりますよと、そりゃ国も確かに言いましたよ。「福祉は高いほうに、公共料金は安いほうにきなさい」と。「こんなできるはずがない」ち、私は思ったんですけれども、いろんなところはそれで行きました。ただ方法は、福祉は高いほうにというような、あるのは、やはり首長が3人が1人になり、我々議員も20人が減っ

て、その分の金が浮いてくれば、それを福祉とかそういう公共料金に回せられるけど、私たちの町の場合は、ちょっと議長すみません。あまり外れたときには、注意してください。

あの合併で消防も丸抱えになって、祁答院町が5,600万円ぐらい、6,000万円ぐらいしてたのが入ってこない。それから、一部事務組合もそうです。祁答院と入来が抜けて、1億5,000～6,000万円あったやつが8,500万円の負担だと、まだあと見ていないのでわかりませんが、その話ではですね。

ですからその辺を考えたときに、ここに繰出金が3,956万円。主には薩摩町の金山のほうのあれだということだったんですけれども、やはり今後の考え方としてですよ、段階的に、この簡易水道料金も下げて行かないと、一括でドーンと下げてしまうと、上げるのは厳しいなあと。

ですから、財政を考えながら、この「従前の料金より高くなる場合は、3年以内をメドに段階的に調整する」ですから、下げるほうもやはりその辺を考えながらされたほうがいいのではないのかなあという気持ちがするんですが、その辺の考えを、その1回でもう17年度中に見直しをして、18年度から統一料金、ドーンと下げられるのかですね、その辺をちょっとお伺いしておきたいと思います。

○総務課長（宮之脇 尚美君）

簡易水道への繰出金の関係でございますが、確かにご指摘のとおり、繰り出しについては非常にこう一般会計の財源に大きな影響を与えているということでございます。

いわゆる総務省が示しております繰出基準というのがございますが、これらについては、いわゆる簡易水道事業建設に対します10割、それから借入れに対する元利償還金の50割というような基準がございます。ただ、3町の取扱いといたしましては、これまで旧宮之城町では元利償還金に対する交付税算入分を上限として繰り出しを行っている。それから旧鶴田町では運営費用の一部ということで一般会計から繰り出しているということでございます。旧薩摩町では繰出基準どおりに一応繰り出しを行っているということでございます。

基本的に今後の考え方ということでございます。ただ今ありましたように、水道料金の一元化という問題がございますが、やはりその単純にこの基礎額を繰り出すということではなくして、やはり経営状況とか、中長期的なそういう地域の均衡ということも考えなければならない。いわゆる受益者の負担の問題というのもあるかと思えます。

ですから、必要な部分については繰り出しをいたしますが、非常に一般会計が苦しいなかで、こういう基準どおりの繰り出しというのは、今後はなかなか難しいのではなかろうかというようなことも考えているところです。

確かにその公共料金ですから、一元化が望ましいんでしょうけれども、そういう実情に合っ

た形での繰り出しが、どの程度の額がつきそうかということについては再度研究さしていただいて、できれば早い機会にそういう不公平感のないようなそういう繰り出しと、あるいはまた実態に応じた料金の設定というのが必要ではなかろうかということで、水道課とも十分協議をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○議長（濱田 等議長）

ちょっと申し上げますが、今、議題になっておりますのは2号から12項まで、結局暫定予算の分、16年度の暫定予算の分でありますから、これに絞ってですね、質疑もお願いしたいと思うところです。

皆さん方の質疑を抑制する考えじゃありませんけれども、議事をスムーズにやるために、ひとつよろしくお願いします。

ほかにありませんですか。市来 修議員。

○市来 修議員

支出の38ページであります。鶴田町郷土誌作成業務として696万2,000円と暫定で組まれておりますが、これの総予算はいくらであったのか、そして何冊作られるのか。

また、一部には無料もあるし、ましてや有料もあるのではないかと想定するんですが、有料であった場合、1冊いくらかで販売されるのか、その3点についてお尋ねいたします。

○鶴田総合支所長（岡村 兼利君）

38ページの委託料の関係でございます。696万2,000円の業務委託関係ですけれども、これは全額でございます。一応、部数関係は確か1,000部ぐらいだったと思うんですけれども、有料で、半額で一応販売はしていこうというようなふうの形で計上をさせていただいたものでございます。

○市来 修議員

1,000部というのはわかりますが、有料で半額というのは全額はいくらなんですか。半額とおっしゃいますと金額ではいくらなるんですか。

○鶴田総合支所長（岡村 兼利君）

はっきりした数字は、ちょっとここに手持ち資料を持ち合わせておりませんのでわかりませんが、だいたい1冊が、定価が8,000円程度で、その半額4,000円程度でこの販売をして行こうというようなふうな計画で計上させていただいた経緯がございます。以上でございます。

○市来 修議員

今、8,000円とおっしゃいましたけど、これは総額で696万2,000円かかるんですね、その8,000円はどうして生まれてきますか。1冊は大体この1,000分の1に

なりますから、1冊が6,900円ぐらいになると思うんですが、その半額、大体3,500円ぐらいで販売するとかなるんじゃないかと思うんですが、そこらあたりはどうなんですか。

○鶴田総合支所長（岡村 兼利君）

部数がですね、1,000部だったら6,962円じゃないかと、1,000部だったらですね、その部数が若干これよりも少なかったと考えているんですけども、そのような形で1冊が大体8,000円程度だったと思いますけれども、そういなかで作成をして、販売する場合は1冊4,000円程度で販売していったならというようなことで、計上させていただいたものでございます。

○麥田 博稔議員

さっきの答弁漏れを1点。というのが72ページの高齢者ごみ処理支援です。これについてはですよ、合併のほら、ほらちゅえば失礼な言い方ですけども、合併協定書のなかで、合併時までに収集回数と料金等については調整するとなっていましたよね、だからその辺がいくらになってるかということ。ここに、ほかのやつは前の見積りの残と、25万1,000円と出てますので、その関連を聞きたかったんです。

○環境課長（桑園 憲一君）

失礼しました。72ページの高齢者ごみ処理支援業務の25万1,000円。これにつきましては、薩摩町のほうで平成13年度から緊急地域雇用創出特別基金事業としてごみ収集を、高齢者の分をシルバーのほうに委託されてやってきていらっしゃいます。ですから、それにつきまします支払いの分を、ここに残っていた分があるわけでございますので、それを暫定で出しております。

それから、新年度になりましてからは新たに3町を加えて、この事業を継続することになっておりますので、大体一世帯当たりから200円程度の料金を徴収するというところで話し合いをしているところでございます。

○福祉介護課長（鬼塚 三武君）

先程の麥田議員の質問でございます。健康づくり推進事業助成のあじさい入浴券の関係でございますが、3月22日から3月31日で清算をされる方が出た場合に、こういうことでの計上でございます。

それから、敬老祝金の関係でございますけれども、3月22日以降、100歳到達者が1名ということでの計上でございます。

それから、保育所の関係でございますけれども、平成16年度で宮之城町のほうで予算計上をしておったわけですけども、実際入札をしましたら落札をしなかったといこうとで、そのまま16年度の暫定のほうに引継いで入札を行ったということでございます。以上です。

○**麥田 博稔議員**

この100歳到達ですよ、8万円はおかしいんじゃないですか。10万円じゃないのか。予算が足らなくて入れたのか。今日、専決処分でした分で、340ページ。さつま町敬老祝金で、この第5条の100歳到達者は10万円。

○**福祉介護課長（鬼塚 三武君）**

宮之城町がちょうど100歳到達につきましては8万円ということで、旧でやっております。

○**議長（濱田 等議員）**

ほかにありませんか。平八重光輝議員。

○**平八重 光輝議員**

質問の前にですね、このスイッチが入ってないと全く記録に残らないそうですので、答弁やら質問をされた方で、入っとらんときはもう一回最初からされたほうがいいかと思います。まだ皆さん慣れていらっしゃらないようですので。

61ページのことについて、その前にですね、質問ではありませんけど、先程麥田議員のほうからサービスは1番高いところに、負担は1番低いところにちゅう合併前の国の指針といいますか、県のそういうのもありまして、私は総務省と県のほうに3回ほど電話をして抗議をしました。非常に無責任な話だと思います。5町も6町も何市も、何カ所も合併した場合に、そのなかで1番いいとこ取りをしたらですね、恐らくその町は破綻します。国も破綻します。だから皆さんはこれから予算を組まれるときはですね、適正なサービスを、適正な負担でしていただくということで、是非やっていただきたいと思います。

あと2つほど総務省にも抗議をしましたけれども、それはまた機会があったらお話をさしていただきます。総務省に無責任やらウソやらいろいろあったもんですから。企業が進出するか、いろいろありましたけれども全くのウソでありますので。

61ページの1番下のほうの次世代育成支援対策事業。委託料とあります。私は去年の一般質問のなかで、この次世代のこれを質問させていただいたんですが、これは委託料ちゅうのは、コンサル料ということで理解してよろしいのかどうか、お尋ねをいたします。

○**福祉介護課長（鬼塚 三武君）**

コンサルのほうに委託をしておるということでございます。

○**平八重 光輝議員**

本来なら、先日新聞等にも載ってございましたけれども、もう決めていただいていたければいけないところだったんですが、過去のことを言っても始まりませんけれども、大体これでコンサルをされたら、恐らく国の指針に沿った中身が出てくると思います。

ところが実際はですね、国の指針では、少子化対策と言いますか、子どもは全く増えており

ません、今まで。だから是非ですね、このなかに、もう済んでおったらやむを得ないところも
ありますけれども、我が町独自のそういうのは考えられなかったかどうか、お尋ねいたします。

○福祉介護課長（鬼塚 三武君）

全体的な中身については、私のほうも合併のほうから来ておりませんので把握はしておりま
せんけれども、やはり我が町に見合ったような形での計画策定というの、含めていきたいと
いうふうに思っているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議を一応中止しておきます。

次は、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議も一応中止しておきます。

次は、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議も一応中止しておきます。

次は、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議も一応中止しておきます。

次は、議案第6号、専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議も一応中止しておきます。

次は、議案第7号、専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議も一応中止しておきます。

次は、議案第8号、専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議も一応中止しておきます。

次は、議案第9号、専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議も一応中止しておきます。

次は、議案第10号、専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議も一応中止しておきます。

次は、議案第11号、専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。市來 修議員。

○市來 修議員

質疑の前に、11号と12号は関連するものだから、12号まで入ってよろしいか伺いたいんですが。よろしゅうございますか。

○議長（濱田 等議員）

11号の質問をしてください。あとで、一括でまたしていただきますから。

○市來 修議員

ちょっと質疑にならんもんですから、11号、12号、一遍にやらんと。

○議長（濱田 等議員）

一括のときに、2件関連があれば、一括のときにしていただきたいと思いません。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

そいじゃあ、一応審議を中止しておきます。

議案第12号、専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、これまで審議を中止しておきました議案第2号から、ただ今の議案第12号までの議案11件について、一括してほかに質疑はありませんか。市來 修議員。

○市來 修議員

11号の薩摩簡易水道のところなんです、4ページ。この金利のところなんです。それと議案第12号、これの2ページ。これも金利のところなんです、薩摩簡易水道の場合は年7.5%、それから、さつま町水道事業の場合には年4%以内と、これは読んでいけば、「金利の見直しを行ったあとにおいては、当該見直し後の金利」と、わかるんですけど、なぜ、例えば一方は7.5%以内、もう一方は4.0%以内、こういう数字が出てきているのかですね。同じ政府資金、また公共資金ですか、であるのだが、ここらあたりの数字の違いのところをちょっとお尋ねいたします。

○水道課長（楠木園 建雄君）

地方債の借入利率が7.5%、4%、違うということでございますけれども、これにつきましては、それぞれの旧町の一般会計等で、こういった7.5%で定めてる町村もありましたし、また4%で定めてる町村もあったということで、その関係から水道事業会計としても、こういった利率を旧町の中から引継いだ形で定めておるということで、別段ここについての特別な考え方というものはございません。

○市来 修議員

各、旧の町によってということですが、この数字はですね、各町によっても、資金そのものが政府資金及び公営企業金融公庫資金だから、金利は当然同じと思うんですよね。ここでお尋ねするんですが、この7.5%というのはもう昔の数字じゃないんですか、現在変わっていませんか、ここをお尋ねいたします。

○水道課長（楠木園 建雄君）

この数字につきましては、予算上、最高の限度の利率を定めているものでございまして、それぞれ実際借り入れるときには、その資金ごとに借入先から示された利率で、同じ利率で借り入れているというような状況でございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、これで質疑を終わります。

これから 討論を行います。ただ今の議案11件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第2号から議案第12号までの議案11件を一括して採決します。

お諮りします。ただ今の議案11件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第12号までの議案11件は、いずれも承認されました。

△日程第13 「議案第13号 専決処分の承認を求めることについて」、
日程第14 「議案第14号 専決処分の承認を求めることについて」、
日程第15 「議案第15号 専決処分の承認を求めることについて」、
日程第16 「議案第16号 専決処分の承認を求めることについて」

○議長（濱田 等議員）

次に、同じく日程第13、議案第13号、専決処分の承認を求めることについてから、日程第16、議案第16号、専決処分の承認を求めることについてまで、以上の議案4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（井上 章三君）〔登壇〕

まず、議案第13号、専決処分の承認を求めることについてであります。これについては、さつま町と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関し、地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、鹿児島県に同法第8条第2項に規定する事務を委託することについて、急施要したものであります。

次に、議案第14号、専決処分の承認を求めることについてであります。これは、地方自治法第252条の2の規定によりまして、平成17年3月22日から川薩広域市町村圏協議会を設置することに伴い、同協議会規約を別紙のとおり定めることについて、急施を要したものであります。

次に、議案第15号、専決処分の承認を求めることについてであります。これは、地方自治法第252条の6の規定によりまして、平成17年3月22日から別紙規約により、広域基幹林道紫尾線維持管理協議会へ加入することについて、急施を要したものであります。

次に、議案第16号、専決処分の承認を求めることについてであります。これは、平成17年3月22日、さつま町が設置されたことに伴い、同日から公金の出納事務を取り扱わせる金融機関の指定について、急施を要したものであります。

いずれにつきましても、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

〔降壇〕

○総務課長（宮之脇 尚美君）

議案第13号，専決処分の承認を求めることについて，内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○企画広報課長（和気 純治君）

議案14号，専決処分の承認を求めることについて，説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○耕地林業課長（脇黒丸 猛君）

議案15号，専決処分の承認を求めることについての内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○会計課長（下市 真義君）

議案16号，専決処分の承認を求めることについて，ご説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただ今議題となっております，議案第13号から議案第16号までの議案4件については，会議規則第39条第2項の規定によって，委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ご異議なしと認めます。議案第13号から議案第16号までの議案4件については，会議規則第39条第2項の規定によって，委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから，順番に質疑を行います。まず，議案第13号，専決処分の承認を求めることについて，質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議を一応中止しておきます。

次は，議案第14号，専決処分の承認を求めることについて，質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議も一応中止しておきます。

次は、議案第15号、専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議も一応中止しておきます。

次は、議案第16号、専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

新改幸一議員。

○新改 幸一議員

指定金融機関の関係でございますけれども、この関係につきましては、従来3町、農協ということであったからということで説明があったわけでございますが、この関係につきまして、他の金融機関が今回、指定金融について何か動きはなかったものかをご質問したいと思います。

○会計課長（下市 真義君）

この指定金融機関の問題につきましては、法定協で協議をいただいて本日に至ったわけでございますけれども、その間におきましては、他の金融機関のほうからは何ら動きは承知いたしておりません。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、これまで審議を中止しておきました議案第13号から、ただ今の議案第16号までの議案4件について、一括してほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで、質疑を終わります。

これから 討論を行います。ただ今の議案4件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第13号から議案第16号までの議案4件を一括して採決します。

お諮りします。ただ今の議案4件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第13号から議案第16号までの議案4件は、いずれも承認されました。

△日程第17 「議案第17号 専決処分の承認を求めることについて」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第17、議案第17号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（井上 章三君）〔登壇〕

議案17号、専決処分の承認を求めることについてであります。これは、平成16年度さつま町一般会計暫定予算について、所要の経費の補正に急施を要したものであります。地方自治法第179条第1項の規定より専決したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

〔降壇〕

○総務課長（宮之脇 尚美君）

それでは、議案第17号、専決処分の承認を求めることについて、説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただ今議題となっております、議案第17号については会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ご異議なしと認めます。議案第17号については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。本案について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

なければ、これで質疑を終わります。

これから 討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第17号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号、専決処分の承認を求めることについては、承認されました。

△日程第18 「議案第18号 専決処分の承認を求めることについて」、
日程第19 「議案第19号 専決処分の承認を求めることについて」、
日程第20 「議案第20号 専決処分の承認を求めることについて」

○議長（濱田 等議員）

次に、同じく日程第18、議案第18号、専決処分の承認を求めることについてから、日程第20、議案第20号、専決処分の承認を求めることについてまで、以上の議案3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（井上 章三君）〔登壇〕

次に、議案第18号、専決処分の承認を求めることについてであります。これは、地方税法等の一部改正に伴い、さつま町税条例の一部改正について、急施を要したものであります。

次に、議案第19号、専決処分の承認を求めることについてであります。これは、さつま町温泉供給条例の制定について急施を要したものであります。

次に、議案第20号、専決処分の承認を求めることについてであります。これは、文化財保護法の一部改正に伴い、さつま町文化財保護条例の一部改正について、急施を要したものであります。

以上、議案3件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

〔降壇〕

○税務課長（二階堂 清一君）

議案第18号、専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法の一部を改正されたことに伴い、さつま町条例の一部を改正し専決処分をいたしましたので、その内容を説明申

上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○開発課長（北原 美義君）

議案第19号，専決処分の承認を求めることについてでございます。

〔以下議案説明により省略〕

○教育委員会文化課長（川添 俊行君）

議案第20号，専決処分の承認を求めることについてをご説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただ今議題となっております議案第18号から議案第20号までの議案3件については，会議規則第39条第2項の規定によって，委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ご異議なしと認めます。

議案第18号から議案第20号までの議案3件については，会議規則第39条第2項の規定によって，委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから，順番に質疑を行います。

まず，議案第18号，専決処分の承認を求めることについて，質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議を一応中止しておきます。

次は，議案第19号，専決処分の承認を求めることについて，質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議も一応中止しておきます。

次は，議案第20号，専決処分の承認を求めることについて，質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは，これまで審議を中止しておきました議案第18号から，ただ今の議案第20号までの議案3件について，一括してほかに質疑はありませんか。平八重光輝議員。

○平八重 光輝議員

条例のなかにあるのかもわかりませんが、温泉のですね、給油管があるんですけども、こういうのが破損したり、あるいは詰まったりした場合の責任の分界点というのがあるかどうかお尋ねいたします。

○開発課長（北原 美義君）

タンクのそういう関係ですか。給湯管からタンクまで、全て町のほうで管理をするということでございます。メーターからのほうは受益者ということになりますが、それ以前については、水道料等と同じ考えでですね。使用料金のなかに、ランニングコストのなかに含まれております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。ただ今の議案3件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第18号から議案第20号までの議案3件を一括して採決します。

お諮りします。ただ今の議案3件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第20号までの議案3件は、いずれも承認されました。

△日程第21	「議案第21号	専決処分の承認を求めることについて、
日程第22	「議案第22号	専決処分の承認を求めることについて、
日程第23	「議案第23号	専決処分の承認を求めることについて、
日程第24	「議案第24号	専決処分の承認を求めることについて、
日程第25	「議案第25号	専決処分の承認を求めることについて、
日程第26	「議案第26号	専決処分の承認を求めることについて、
日程第27	「議案第27号	専決処分の承認を求めることについて、
日程第28	「議案第28号	専決処分の承認を求めることについて、

○議長（濱田 等議員）

次に同じく日程第21, 議案第21号, 専決処分の承認を求めることについてから, 日程第28, 議案第28号, 専決処分の承認を求めることについてまで, 以上の議案8件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（井上 章三君）〔登壇〕

議案第21から議案第28号までの議案8件の専決処分の承認を求めることについてであります。これら議案8件につきましては, 平成17年度の各会計に係る暫定予算の専決分でありまして, 議案第21号のさつま町一般会計, 議案第22号のさつま町国民健康保険事業特別会計, 議案第23号のさつま町老人保健医療特別会計, 議案第24号のさつま町介護保険事業特別会計, 議案第25号のさつま町立薩摩診療所特別会計, 議案第26号のさつま町農業集落排水事業特別会計, 議案第27号のさつま町水道事業会計, 及び議案第28号のさつま町簡易水道事業会計の暫定予算として, それぞれ所要の経費を予算措置する必要が生じたものであります。いずれも地方自治法第179条第1項の規定により専決したので, 同条第3項の規定によりこれを報告し, 承認を求めます。

内容につきましては, それぞれ所管の課長から説明させますので, よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

〔降壇〕

○総務課長（宮之脇 尚美君）

それでは, 議案第21号, 専決処分の承認を求めることについて, 説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩をします。再開は概ね3時とします。

休憩 午後2時44分

再開 午後2時59分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き, 会議を開きます。健康増進課長。

○健康増進課長（中村 政己君）

議案第22号の専決処分の承認を求めることについて, 及び議案第23号の専決処分の承認を求めることについて, 説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○福祉介護課長（鬼塚 三武君）

議案第24号，専決処分の承認を求めることについて，内容のご説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（中村 政己君）

議案第25号，専決処分の承認を求めることについて，説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○環境課長（桑園 憲一君）

議案集の26ページ，議案第26号，専決処分の承認を求めることについて，内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（楠木園 建雄君）

議案第27号，専決処分の承認を求めることについて，及び議案第28号，専決処分の承認を求めることについて，説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただ今議題となっております議案第21号から議案第28号までの議案8件については，会議規則第39条第2項の規定によって，委員会付託を省略したいと思いを。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ご異議なしと認めます。

議案第21号から議案第28号までの議案8件については，会議規則第39条第2項の規定によって，委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから，順番に質疑を行います。

まず，議案第21号，専決処分の承認を求めることについて，質疑はありませんか。

肥後紀康議員。

○肥後 紀康議員

17年度の一般会計の124ページ。商工費の7款5目，公設卸売市場の関係についてお伺いします。今までは一部事務組合で管理をされておりましたこの公設市場が，この予算書のなかにもまだ「祁答院地方公設」と書いてございますが，まずは「さつま町公設市場」に名称を変えるべきではないかと思いを。

2点目が、この補助交付金ですが、352万3,000円計上されておりますが、これは年間の、1年間の補助金ですか、それとも6月までの補助金なのか、そこらあたりをお伺いします。

それから第3点目に、平成16年度の公設市場の使用料についてです。売上に係わる使用料が133万8,000円。施設に係わる使用料が493万2,000円。これは市場のほうからいただいた資料なんですけど、売上が「ちくりん館」、私もお願いして造っていただいた「せせらぎの郷」、農産物販売所がこのさつま町管内にも相当ございます。ここらあたりを考えますと、この市場の売上がものすごく落ち込んでいるということを社長からも伺っているところなんです。ですから、我々農産物を販売をお願いしている者といたしましては、市場の手数料の値上げにつながるのではないかと考えております。そこらあたり、やはり農家も厳しい経済状況のなかで、いろんな物を、作物を栽培して市場のほうにお願いをして、販売をお願いしているわけです。そこらあたり、農家といたしましても手数料の値上げだけは何とかしていただきたい。そこらあたりを考えますと、この売上に係わる使用料、施設に係わる使用料の値下げはできないものか、以上3点、お願いいたします。

○商工観光課長（橋之口 幸男君）

暫定予算のなかの商工観光費の物産観光の関係でございますが、祁答院卸売市場の市場の運営補助でございますけれども、ここに「祁答院地方」と書いてございますが、条例上は、「さつま町公設市場」という形でございますので、ひとつこの点をご理解をいただきたいと思っております。なお、本予算のなかでは「さつま町公設市場」という形でひとつ提案させていただきたいということで、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、補助金の関係でございますけれども、これにつきましても、今回におきましては、さつま町が単独で運営をすることになりましたけれども、ただし、薩摩川内市のほうの祁答院、入来の方からも入ってくるわけでございますが、新さつま町が負担する分が352万3,000円ということでございます。

それから、使用料の関係でございますけれども、これにつきましてもですね、当初の取り決めどおり、面積に基づきましてそれぞれ青果市場、あるいは魚市場株式会社、それぞれありますけれども、合併協議に基づいた形で使用料をひとつ方向づけを出しまして、こういった形でしているわけでございますけれども、今後におきましては、特に魚市場におきましても経営が厳しい赤字の状態でございます。青果市場におきましてもなかなか厳しい状況でございますので、また今後の検討課題といたしましてもですね、十分ここら付近を協議して、双方がよりよい方向で運営ができるような形で見出していきたいと考えております。以上です。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありますか。柏木幸平議員。

○柏木 幸平議員

4点ほどお伺いいたします。

まず、35ページ。総務費の7目、企画費のところ、県立宮之城農業高等学校振興対策協議会のことであります。これまでは宮農の存続に対する対策協議会であったわけですが、あと2年間におきまして、宮之城高校、宮之城農業高校の2校が廃校となるわけです。そこで、今後の対策協議会といたしましては、やはり宮高と、それからまた薩摩中央高校の3校を含めたそういう対策協議会ということで取り組めないものか、そこらあたりをどのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

現在、宮之城農業高校にいたしましては、薩摩中央高校の新生が入りまして、非常にこう前よりはにぎやかになったような感じですが、宮之城高校に関しましては年々減って行くというそういうなかで、やはり部活動の問題とか、問題はないと言われていますがやはり生徒たちの動揺関係もあるようですので、そこらあたりを今後をどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

次に47ページの収納事務費のことで、ここに滞納整理等指導官の報酬と徴収嘱託員の賃金を書いてあるわけですが、この前の新聞にも県内の町税関係の収納率が悪いということで載っていましたが、今回あげてありますこの報酬、賃金等のお二人の方々のこの業務内容、連携を含めまして、今後どのように収納対策を取り組んで行かれるのか、そこをお伺いいたします。

それと、先日、私たちも関連があったわけですが、50ページの選挙事務費の関係です。町長、町議選が行われましたが、開票が非常にこう何か遅れまして、特に町議選におきましては、0時40分だったですかね、最終が出たのが。そこあたりで、どのような点でそういう開票が遅れたのか、今後の対策としてはどのように考えておられるのかお伺いいたします。

4点目です。145ページ。これの学校管理費の司書補補助についてですが、当初、司書補の補助については従来より半額ぐらいの査定でありましたけど、それから復活されて3分の2ぐらいですかね、以前の司書補の補助になったわけですが、今、朝読とかそういうので各学校の取り組みがですね、非常に盛んになっており、子ども達のそういういろんな情緒に関しましても、授業への取り組みにしてもですね、非常にこう先生たちが授業をやりやすくなったという、そういうような結果も出ておりますので、やはりそれに係わる司書補の仕事もやはり大事かと思われますので、今後また、1学年3クラス以上の学校等もありますので、そこらあたりの方数の関係とか配慮していただきまして、今後、司書補補助についても見直しができないものか、そこらあたりをお伺いいたします。

○企画広報課長（和気 純治君）

質問のありました県立宮之城農業高校の振興対策協議会の関係でございますが、これまでこの協議会につきましては、農業高校の振興対策ということで、福祉課等の設置等に一定の成果を果たしてきたというふうに思っております。

ただ、質問にもございましたように、薩摩中央高校が発足し、宮之城農業高校、それから宮之城高校が2年後にはなくなるというようなことでございますので、全体的なこのさつま町での高校教育の振興という視点から、今後は検討していかなければならないものというふうに思っております。今後、また井上町長の指示を待って対応してまいりたいというふうに思っております。

○税務課長（二階堂 清一君）

税収入関係の徴収対策の話であります。現在、徴収嘱託員と、それから指導官という形で、国税局におられたオー・ビーの方に来ていただきまして、差押えから公売に至るまでの一連の指導をしていただいております。

本町関係の実績であります。113件、今まで差押えを実施いたしました。これによって、2,800万円ぐらいの税収を確保したわけであります。一方、嘱託員につきましては、1,300万円ぐらい、1年間に徴収してもらっておりますが、お互いを絡み合わせることで、やっぱり徴収率が上がって行くというふうに考えております。

今後は、現年分ですとか、高齢者の方に対しては徴収嘱託員を向かわせまして、過年にずれ込んだ場合は滞納処分を、強制執行をやって行こうという考えでおります。

○総務課長（宮之脇 尚美君）

選挙管理委員会の事務局長が出席をいたしておりませんので、私のほうでお答えを申し上げます。

選挙の関係でございますが、今回の町長・町議選につきましては、開票事務が大分遅れたこととお詫びを申し上げます。この開票事務が遅れた主な理由といたしますが、やはり立会人のそういう点検の問題があるかというふうなふうに考えております。開票係のほうについては従来からいたしますと数段早くなっておりますが、やはりその立会人の協力をいただかないとなかなか作業が進まないという実態がございます。

私共、選挙管理委員会の事務局長と私も含めまして、立会人の協力を求めて、後段のほうでは早くなったわけでございますが、当初の段階でやはりその説明が行き届いていなかったというようなこともありまして、そういうことで若干立会人のそういう審査というのが時間の遅れにつながったという実態でございます。これまでの選挙のなかでも、そういう協力を求めておるわけでございますが、強制権というのはなかなかございません。

やはりその住民の皆さん方を含めて、この立会人の協力というのは、非常にこう開票事務の

そういう迅速化を図るために非常に重要な仕事でございます。そういう意味で、やはり十分な点検をしていただくということと、やはりそのそういう票の流れについて、点検の作業について、全面的に指導に従って、協力をいただくということが重要ではなかろうかと。今後、今回の問題を踏まえて、また反省しながら今後の選挙事務に当たってまいりたいというふうに考えております。

○教育委員会総務課長（上久保 澄雄君）

先程の司書補の関係でございます。司書補につきましては、今、国といたしまして読書活動、非常に力を入れております。ただ、今回、新年度からでございますけれども、司書補の配置につきましては月15日の11月ということで、それぞれ算定をいたしております。ただ、3町の調整の段階で、それぞれ学校規模等におきまして相当差がございました。そこで、本町としてはなるべく週3～4回配置できるような体制を採りたいということで、この15日という日の設定をいたしたところでございます。

なお、併せまして、従来、学校に司書補が配置をされていない学校があったわけでございます。本町で言いますと白男川小と柗野小ですね。ここへも配置をするようにいたしております。今後また状況等を見ながら、司書補の充実といった面については検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。麥田博稔議員。

○麥田 博稔議員

先程の柏木議員のあれにも、ちょっと1点だけはするんですけれども。今、企画課長が言われました県立宮之城農業高校の振興対策ですけれども、この件についてはですよ、私も何回もお願いして、一般質問もして、それでも変わらずに、ただ今度は町長が宮之城高校出身ですから非常に期待をしておりますので、企画課長が町長の指示を待ってということでしたから、やはりですね、県立高校の振興対策協議会と名前を変えて、全体をみらんダメだと思ふんですよ。

これは何回も私も一般質問をして、県立高校が薩摩中央ちゅうか、2つになりますよというのは県の委員会であった傍聴に行つて、何年も前に、この話が出る前から一般質問をして、つくってせんとダメじゃないですかと話をしたんですが、なかなかうまくいっていませんでしたので、今、企画課長が町長の指示を待ってということですから、是非、行っていただきたいというふうに思います。

それから、そのページですけれども、地域活動支援事業です。これは宮之城が、前町長が力を入れられてうまくいっていたんですが、1,000万円ということですから、やはり全地域そういうあれは出たもんですか。

今まで宮之城は8割補助とかあったわけですが、その辺の事情と、それから宮之城地区の場合は前からあってですね、ある程度のあれはできてると思うんですけども、旧鶴田・薩摩については、今までそういう事業がなかったと思いますので、懇切にちゅうか、指導したりしながら、できるだけ足並みをそろえられるような体制を採っていただきたい。その辺をどのようにされるのかですね、お伺いします。

それから、先程も「あび〜る館」とあれを言ったんですが、600万円と600万円になっているんですが、これは一応3カ月分ということですか。となりますと、先程の総務課長の説明では一応3カ月分を、ここではないんですけども基本的には3カ月分の上程ですということですが、となると2,400万円という理解をしなければいけないのかなあと、その辺をお知らせをお願いしたいと思います。

それから、61ページ、3款1項2目ですね、食の自立支援事業というのがあって、828万円。これをちょっと説明をお願いいたします。

それと、農業振興費などですけども、6款1項6目ですね。いろいろ鶴田の自慢館とか、それからいちご共同施設とか、それから「ちくりん館」、清掃業務が金額は少ないですが上がってきてるんですよ。ですから、利用者にてですね、清掃ぐらいはしてもらって、こういう状況ですから話し合いをする必要があるんじゃないかなと思うんです。

ただ、「ちくりん館」の場合はさっきも話をしたんですけども、公衆的なものがあるから、トイレの何だかんだちゅて。私たちが議会で説明を受けたときには、公衆トイレの清掃業務、清掃業務ちゅうか浄化槽の清掃維持管理費というような話で、農協と半分というような話だったんですが、今年の、今度のこれを見ても清掃業務に24万円、それから浄化槽の清掃維持管理費は30万円となってるんですけども、今までは54万1,000円で、一括で管理業務委託となってたんですが、そのへんの、さっきちょっと話をしましたけれども、やはり経営的にもあれだけお客さんがあるんですから、しかも、「ちくりん館」については12万円という非常に安い賃借料ですので、その辺は相談していただきたいというふうに思います。

それから、商工会の補助ですが、119ページ。7款1項2目ですけども、宮之城の商工会に650万円、鶴田の商工会に390万円、薩摩町が載ってないんですよ。だからこの辺はどういうあれなのか、お伺いをしたいというふうに思います。

それと、124ページ。7款1項4目、物産観光施設費ですが、ここにガラス工芸館があるんですけども、施設の管理業務42万円。これはどこに管理を委託されてるのか、お伺いしたいと思います。

一応、今んところそれだけお願いしときます。

○町長（井上 章三君）

県立高校の振興対策という問題に関しましては、今、議員がご指摘のとおり、今、3つの高校が定立する形のなかで進んでいると。今、いろいろ心配されてるとおりだと思います。そういう点におきましては、議員がご指摘のような方向で考えなければいけないと、私も思っておりますので、また担当課ともよく検討しながら、次の段階でまたお話ができるかと思っております。

○福祉介護課長（鬼塚 三武君）

先程の食の自立支援事業の関係でございます。前年度までは福祉給食事業ということで行っているものが、事業名が変わりまして、中身的には変わっていないところであります。

○農政課長（久保蘭 純隆君）

先程の質問でございますが、農政に関する公園、直売所というものが12か所程度ございますが、その管理ということでございます。これにつきましては地元の公民会なり、管理組合なり、そういうところをお願いしているところでございますが、特に「ちくりん館」につきましてはご質問にございましたとおり、合併処理浄化槽の関係、それからトイレの清掃業務ということで、これを折半で、委託料で払ってるということでございますが、これは「ちくりん館」がオープンした当初から、14年10月からオープンしたわけですがけれども、そのときからですね、清掃業務、特にこの公衆用トイレですので、これは24時間オープンということでですね、使用できるということでありまして、したがってトイレが汚れるということもありますので、これについて清掃分を町が半分負担しているということです。

併せまして、これに対する浄化槽、これもかなり220人槽で大きいものですから、これについての管理業務の半分を委託料として払っているということでございます。これにつきましてもですね、従来からでございますので、今後につきましてもまたお願いしたいと思っております。

○企画広報課長（和気 純治君）

まず、地域活動支援事業の関係でございますが、一応予算としましては1,000万円計上しておりますが、これは20区に、各50万円ずつの20区ということで、一応想定しております。

それから、この事業につきましては旧宮之城においては既に実施されてきておりますので、本年度につきましても、宮之城では従来の計画をされた事業を継続していただきながら、また、来年からの5年間の計画の策定もしていただく予定でございます。そして、基本的には2割の地元負担があるということで一応予定をしております。

それから、鶴田と薩摩については全く新しい事業ということになりますので、一応本年度に、来年から5年間の地域振興計画、または地域活性化計画を策定していただくと、そしてまた、その話し合いのなかで、もうすぐ今年からできる事業があれば、それも実施していただくとい

うことで一応考えております。そして、鶴田・薩摩につきましては、新しい事業でいきなり地元負担というのを求めるのもどうかということで、今年度の策定の部分については一応100万を補助ということでもいいんじゃないかということで考えております。

それから、旧宮之城町のほうでしてございました地域窓口職員の関係も、やはり鶴田・薩摩においても特に計画策定と、新しい事業ということから、地域窓口職員を配置して事業を進めて行きたいというふうに考えております。

それから、ガラス工芸館の管理費のなかに施設管理業務の42万円というのがありますが、これはガラス工芸館の委託をさつま町ガラス振興協議会のほうに委託をしているということで、公共的団体に委託をしているものでございます。

○商工観光課長（橋之口 幸男君）

商工会の補助の関係でございますが、宮之城が650万円、鶴田のほうが390万円ということで計上してございます。なお、これにつきましては現時点で必要ということで、早急に今回暫定を組まさせていただきますところでございますけれども、薩摩のほうの商工会につきましても記載してございませんが、341万1,000円ということが一応方向づけをしております、これにつきましては6月の時点の本予算のなかで、支所とも協議して計上してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○麥田 博稔議員

1点だけあとお伺いしたいんですが、このガラス工芸館なんですけれども、42万円。それはいいんですが、ここにですよ、24ページ。諸収入に貸付収入の延滞金があるんですよね。結局そういうところに、町の補助じゃないけどこういう業務を、まあ確かに補助も流している部分もいろいろ、「あび〜る館」とかいろいろありますから、40万円ぐらい管理業務はいいんですけれども、やはり取るものは取る、だから出すものは出すというふうにしていかないと私はまずいんじゃないかと、やっぱり町民の理解が得られないというふうに思うんです。

だから、宮之城の場合は管理はできないけれども、清掃業務とか、施設の管理はちょっと難しいんですが、やっぱりそこに管理業務は出さないですよ、管理してくださいと。差引くという考えはできないもんですか、相殺するという考えです。

○薩摩総合支所長（山下 彦志君）

124ページの施設管理業務でございますが、これについてはガラス工芸の資料館というのが今、観音滝のほうにあるわけなんですけれども、それを管理といいますか、その店番といいますか、そういうのをしている方について、1人お願いしているんですけれども、それをガラス振興協議会というひとつの公共的団体を通じながら委託をお願いしているというものでございまして、未収の関係についてはこれとは別の問題でございますので、そういうことで

ご理解していただきたいと思います。

○麥田 博稔議員

私は宮之城の監査をしてまして、そのときに補助金がいろいろ出てるんですよ。今まで出たやつを担当課長にも厳しく言ったんですけども、まあ人間的には厳しい面がありますが、やはり税を納めてないとかですね、それから使用料を払ってない何だかんだちゅうところには、補助金は出すなという指摘もしたこともあるんです。

ですからその辺の基準をピシッとしていただきたいということで、今話しをしたんですけども、ちょっと話はズレてきますけど、合併処理浄化槽の補助にしても、もらうものはもらうちゅうかほら、だから納税証明書を持ってくるようにというふうな話まで前したもんですから、やはり今後これだけ税収が厳しくなって、先程、税務課長も収納員を頼んでまでいろいろやらないかと、それでもやはりこういう経済情勢ですから、なかなか収納がうまくいかないんですけども、その辺の話をですね、やはりして、そしてやはり未収がいろんな部分でです、保育園の問題から、それから給食費はこれには関係ないですけど、やっぱりそういうのが、今度学校給食をあそこで一括ですれば出てくると思うんですけども、やはりいろいろ出てくると思いますから、提言としてですね、質疑にはなりませんけれどもお願いをしておきたいと思って、今後そういう基本で今までできましたので、よろしく願いしときます。

○総務課長（宮之脇 尚美君）

ただ今のご指摘の関係でございますが、実はそういう補助規則を新さつま町でももっております。今年度の4月1日からはそういうことで、特に個人のそういう町民税につきましては、補助金を、5万円を上回るようなそういう補助金については、まず町税の納税状況をチェックをさせていただくと、滞納等があればその時点で、申請は原則としては受け付けないというようなことで望んでいきたいというふう考えているところでございます。

なお、またいろんなそういう使用料、あるいはまた家賃等もあるわけでございますが、今後そういう部分について課せられるかどうかということについては、再度研究をさせていただきますと思います。

○高嶺 実樹雄議員

先程の麥田議員の関連でですね、ちょっと私が聞き漏らしたかもしれませんので再度お聞きしますけれども、公民館の1,000万円、あれは20地区あるわけですね。旧薩摩町・鶴田町にあっては限度額50万円であると、宮之城にあっては56万円でしたっけ。

例えばその20地区が計画を満額したときに1,000万円の予算をオーバーすると思うんですけども、そういったときに限度1,000万円であれば、その満額からカットされるのかなあと、その辺のところをちょっとお聞きしますけれども。

○企画広報課長（和気 純治君）

基本的な考え方としましては、最高、各校区とも50万円が限度ですので、それ以上の事業をされるときは校区の自己負担が出てくるということで、我々としては50万円が限度と、どの校区もですね、ということで進めていきたいということでございます。

○高嶺 実樹雄議員

説明書をちょっと、私見ただけでしたけれども、宮之城にあつては80万円の限度額56万円じゃなかったですか。

○企画広報課長（和気 純治君）

今回の補正予算のなかでは50万円ということに決定を一応しておりますので、この前、公民館長さん方にも、その50万円ということで一応説明をいたしております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。市来 修議員。

○市来 修議員

今回の選挙のことなんですが、これは有権者の声でございます。田舎のほうじゃなくて、屋地のほうなんですが、投票所のことです。非常にこの立会いの方がたくさんおられて、入っていくとギョロツと見られて、「もう入っていきらん」という、これは生の声なんです。ね。「あんなに立会人がたくさんいるんだろうか」と。「もうちょっと人数を減らせば経費も減るじゃないませんか」と。それだけの人数がいるかどうかはわかりませんが、そういう人数が必要であるのかということが、1点ですね。

それから、体の不自由な方が投票所に行かれると。ようやく車に乗せてもらって、運転してもらって投票所に行くと。どうしても上がって立たないか、それを入口で立会人に来ていただいて、車に乗ったままで投票ができないもんだらうかと、そういう改善はできないかということ、ちょっと伺うところであります。

○総務課長（宮之脇 尚美君）

投票所の立会人の関係でございますが、従来は立会人ということで3人だったわけですが、現在は2人ということで、あと選挙の事務従事者、また投票管理者が立会人と一緒に席に座っておりますので、これはいわゆる投票所のそういう秩序を維持をするということ、あるいはまた、そういう選挙事務に対する厳正を期するという、人数的には若干、そういう有権者数の問題で調整は必要かと思うんですが、そういう法定要件というのもございますので、そこら辺については立会人をこれ以上減らすわけにはいかないということでございます。今後、事務従事者についてはそういう適正規模という、投票所においてやはりその多いところ少ないところがございまして、そこら辺についてはまた検討させていただきたいというようなふうで考

えております。

なお、投票所に行きにくいという方がいらっしゃるわけですが、現在は期日前投票というのがございます。もし行きにくい場合でも、期日前投票の場合でも当然立会人がいらっしゃるわけですが、いずれにしても立会人というのは必要でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。できるだけ投票所のそういう投票をしやすいような雰囲気づくりというのは、当然事務従事者、管理者を含めて検討しなければならない事項であるというふうに考えております。

あとその投票所の記載の問題でございます。これは、投票所内で投票をすれば、いわゆる投票者が、例えば体が不自由であるというようなことであれば、管理者サイドでもって、投票管理者でその投票所内の記載台じゃなくても記載をさせることができると、いわゆる秘密を守れば管理者サイドで投票はできるというふうなふうに理解をいたしております。

以前はそういう車椅子等、あるいはまたそういう特に障害者の方々に対してはサービスを行っておったわけですが、こういう選挙道具というのがなかなか金額もかさんでまいりまして、最近、そういう座ったままで、座椅子といいますか、そういうもので投票できればというようなご意見もあるようでございます。今後また国政選挙の折にでもまた、検討させていただければというふうに考えております。

○木下 賢治議員

私は消防のことについてですけれども、非常備消防の消防団のことについてお尋ねしますが、17年度に消防計画をつくって新しい方向を見出して行くという話を聞いておりますが、現在17年度スタートしているなかで、従来の活動方針が据え置かれて、新しい方向が決まるまでは従来どおりというような方向ならまだしもいいわけですが、そういうなかで、16年度で暫定的に新しい消防団の活動の基本的な姿勢というものが示されたなかで、非常に従来よりこう不都合を感じている点が多くございます。

そのなかで、既にもう事業も、活動を始めているわけですが、できるだけ早い機会に消防団の体制、体制的なものはある程度もう方向性は決まっているわけですが、活動の内容的なものについての調査等をもう少し早めにもらえないかということと、もう少しそれぞれ団員、あるいは分団長以上でもいいですけれども、団員サイドの意見を聴取した上でのそういう消防計画の策定というものの検討をどのように考えていらっしゃるものか、6月から始まる本予算に対しての対応を期待する面もありますので、そこ辺を含めて、新しい消防計画の取り組みについて考え方をお聞きします。

○消防長（田上 泉君）

ただ今消防計画の問題等につきましてご指摘がありました。合併協議会のなかで、平成17

年度中に計画の策定を進めるということで方向づけがなされておりますが、消防計画の内容につきましては常備・非常備を含めまして、消防組織体制のあり方、それから、消防活動体制のあり方、消防団活動の業務の内容、そういった法的に定められた項目を全てクリアーしながら、また一方で、地域防災計画との整合性を持たせながら計画策定に着手する必要があると、そのような考え方から現在のところはまだ作業の着手に至っておりません。

したがいまして、先程、議員指摘のとおり、それぞれの方面隊の幹部の方々等の意見も拝聴しながら計画の策定に進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

また、活動内容につきましてでございますが、議員ご案内のとおり5月28日に発足式を迎えることになっております。それ以降の活動内容につきましては、既に分団長会議等でお示した内容に基づきまして業務の遂行を図っていききたいと、このように考えておりますが、いずれにしても、旧来3町の消防団を1つの消防団に統合した関係がございますので、当然ながら未整備の部分もございます。したがいまして、そうしたものにつきましては、皆さん方のご意見を承りながら、細部にわたっての意見聴取を図りながら進めてまいりたいと、このように考えております。

現在、まだまだ具体的なものは、私などのなかにはまだ持っておりませんが、そういった方向性を、今までの3町の伝統そういったものを踏まえながら、新しい消防団のあり方について検討していきたいと、このように考えております。

更には消防団の組織の再編の問題でございますが、これも基本的には消防計画のなかで、当然策定していく必要があります。いろんなご意見もあります。早いうちに何とかせんかという意見もございます。そうした諸々の意見を十分に踏まえながら、地域の方々が十分にご理解と納得がいく体制づくりに進めてまいりたいと、このように考えておりますので、どうかお知恵をお借りしたいというふうに思っております。以上でございます。

○別府 静春議員

36ページの、2款1項7目の企画費。地方交通対策事業の委託料のバス運行の件なんです、やはり生活関連業務でありますので、しかも委託料ですので年間の委託料だというふうに思ってます。そのようなことで、路線ごとの委託料について、委託金額、それと今回の広報さつまで町長があいさつのなかで「交通弱者対策を早期に検討する」ということを書いてらっしゃいました。そのようなことで、恐らく6月の施設方針のなかで出てくるかとは思いますが、おさわり部分でもこの辺のところをお聞きいたしたいと、町長の、よろしく願います。

○町長（井上 章三君）

交通弱者対策という表現をとりましたが、この3町が1つになって一体感を出すということの1つに、私が考えておりますのは、やっぱりその巡回バスの問題などが、巡回バスという名

前はいろいろですが、宮之城と薩摩町のほうはそれぞれこのバスを回しておられるという面がございました。それで、旧鶴田町におきましてもそれを検討した時期があったわけです。しかし、町内だけでこう回すというのはいろいろ不都合もあると、やっぱり宮之城とつなぐ、また病院などの機関とか、あるいはその買い物とかと、こうなった場合にその町内だけで済まない問題が多々あるものですから、合併後この問題は一体的に考える必要があるということのなかで、据え置いた経緯がございます。

そういう点で、今後どういう形での交通弱者対策、巡回バスのようなそういうものができるのかということは、一体感を出すという点からもできるだけ早く検討をしたいというふうに思っておりますので、そういう点でああいう表現を出したということでございます。

○企画広報課長（和気 純治君）

地方交通対策事業費として、バス運行業務委託料として1,185万3,000円計上いたしておりますが、これの内訳としましては、旧薩摩町において行われておりますすこやか巡回輸送バス、これの關係の委託料が785万3,000円、それから旧宮之城町の登尾線の關係が300万円、それから久富木地區の關係が100万円ということで計上をいたしております。

○別府 静春議員

町長の早く一体感を出すという素晴らしい言葉をいただき、非常に心強く思ったわけなんです。弱者対策といいますとやはり年寄り、車に乗れない人だと。やっぱりそういう人たちが、いろんなところに出て行くということは消費にもつながるし、健康対策につながるということで、即つながっていくわけでございますので、やはり今、町長が言われました考え方を広域的に検討していただいて、素晴らしい交通体系をつくっていただきたいと、要望です。終わります。

○米丸 文武議員

私は、15ページの、13款使用料及び手数料のなかの7目、教育使用料のなかで、社会教育使用料ということで、ここに26万5,000円計上されておりますが、公民館等の使用料のことでございますが、今、条例を見ますと使用料等を徴収すると、町長が認めたものにおいてはこれらを免除することができるというふうになっておるわけでございますが、合併をして初めてさつま町が進行しておるわけでございますが、町民の皆さん方がですね、「公民館を使えば、こんごらぜんを払わんないかんごっなっ」と、というような心配をされておるというようなことでございます。内容等の広報がしっかりとされれば、そういうことはないんじゃないかというふうに思います。

と言いますのは、今からそれぞれの地域の方々が、ほんとに一生懸命なって、自分達も知恵を出し合いながら地域を守っていかないかんと、そういう時代が来ておるだろうというふう

に思うわけでございます。そのようななかで公共施設をどんどん大いに活用していただいて、皆さんが知恵を出し合って地域を活性化し、また町を活性化していく。そのためには大いに利用していただかなければいかん、そういうような施設だろうというふうに思っております。

で、ここのなかに多分、条例のなかでは教育上で認められたものということでございますが、そうでない例えば自主グループで何か会合をしたいというようなときなどのことについてですね、その使用料等に対して免除されるのかどうか、そういうようなものをはっきりした区分、内容をですね、住民の皆さんにやはりはっきりと示していただきたいと思うんですが、そこいらの判断というのはどのようになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思っております

○総務課長（宮之脇 尚美君）

いわゆる社会教育施設の使用料ということで、ここに計上をさしていただいております。ただ今ありましたように、特に条例公民館とか地域の公民館、いわゆる町が管理をするそういう公民館というのがございますが、ここら辺についてはやはり、いわゆる生涯学習の関係もあるかと思えます。そういう推進するためには、やはりそのどんどん開放すると、1つの考え方もございます。更にまた、現在では非常に苦しい財政のなかで、いわゆる受益者負担の原則というのも私共としては考えなければならない部分がございます。

そこら辺の区分けということでございますが、やはりその町がいわゆる主催をしながらそういう活動をやっていただく、そこら辺については使用料は必要ないと思うんですが、いわゆる自分達の趣味の範囲内でやっていただく、そういう活動についてはやはり原則、使用料は収めていただくということが必要ではなかろうかというようなふうに考えているところでございます。

やはりその地域活動を今年から、この新さつま町で全体的に取り組んでいくということでございますが、そういう活動等につきましては、やはり企画のほうから当然補助金を交付するわけですから、そういう部分については必要はないだろうと。ただそういう先ほど申し上げましたような、ただそのグループとか、一定のそういう限られた方々が使用をされる場合においては、その使用の内容にもよりますが、やはり電気料等のそういう基本的な部分については原則負担をしていただくということを、ご理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

ただその、区分けをどうするかという問題は、ここで一々なかなか説明をしにくい部分もございまして、また、現在行革のほうでもそういう施設の管理経費、あるいは施設の実態、利用の状況というのを調査をいたしております。そこら辺を踏まえながらまた十分検討させていただきたいというふうに考えております。

○米丸 文武議員

町民の方々はですね、そのようなことで、これからまあいけば役場の職員なり教育委員会なり、そういう関係の方々が出席されておればというようなことの、今ちょっと説明もあったようでございますが、そうでなくてもですね、やはりいろんなことで会合があり、同じ農業の関係ですとか、商店の関係ですとか、そういうようなことで、グループでまた活性化しようかというようなことの使用の申込みがあったとき等においてはですね、今、細かいところまではここで説明できないということでもありますけども、今後やはりそこまでですね、決めていただいて、しっかりと広報していただきたい。そして大いに活用していただく公民館であってもらいたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○楠木園 洋一議員

今さっきの木下議員の関連質問ですけれども、今、災害の広域が叫ばれてますけれども、やっぱり出動対応をですね、近隣市町村どのくらいまで出動対応を考えておられるのか、やっぱり災害にどれくらい、やっぱり対応策ですね、ありましたら教えていただきたい。

○消防長（田上 泉君）

ただ今ご指摘のとおり、日本各地におきまして大規模な災害が発生していることはもうご承知のとおりでございます。そうした大規模な災害が発生した場合におきましては、国内におきましては緊急消防援助隊という、そのような組織がなされておきまして、それは登録制度になっております。そうした緊急援助隊が県単位で、他県に向かって災害に対応をするということが、国の制度的に法律のなかでも定められております。

当本部におきましては、本年度そうした緊急援助隊の登録をいたしまして、消火隊一隊5名でございますけれども登録をさしていただきました。そういったことで県外におきまして、そうした大規模災害発生が発生した場合につきましては、当然ながら応援をしますし、また一方で、当地域で災害が発生した場合には自援をしていただくと、応援をいただくと、そういう体制は国内的には出来あがっております。先般の尼崎の電車転覆事故におきましても、そのような運用がなされているところでございます。以上でございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。議事運営のことで申し上げますが、ひとつ暫定予算でですね、6月までの3カ月間の暫定予算ですので、そのつもりでひとつ質疑をお願いしたいと思います。

平八重光輝議員。

○平八重 光輝議員

議長に釘をさされますと、ちょっと発言をしにくくなりましたけれども、なかなか質問をする場所とかですね、機会がないもんですから、選挙の関係です。

先程、立会人の話やら、その開票の話がありましたけれども、開票につきましては同時開票

とかいろいろ策を考えていただいて、少なくとも11時前ぐらいまでには済むような対策をとっていただきたいと思います。

立会人の件ですね、市来議員の話ではたいへん入りづらいということで、少し厳しい顔をなさっていたんじゃないかなと思うので、これからはにこやかな顔でお待ちいただくようにご指導いただければいいんですが、立会人を依頼されるときに、何かその立会いの指導をされているかどうかちゅうのを、ちょっとお尋ねしたいんですけども。

と言いますのが、何年か前と言います。いつとは言いません。立会人の方がですね、立会人の方というのは、だいたい食事か生理的現象以外はそこを離れてはいけなくなってるはずだと思います。ところが長時間ですね、離れていらっしゃる方がいらっしゃるんです、何人も。

私の記憶にまちがいなければ、これは判例でその選挙は無効であるという判例も出ておるんじゃないかと思います。だからその辺の指導を徹底的にしっかりとやっていただきたいと思います。今まではそういう判例はあっても、こちらではそういう事件はありませんから、もしあればですね、非常にたくさんな金額的な損失、あるいは町民の皆さんに非常に迷惑がかかりますので、必ずですね、次の選挙からはそういう指導を徹底してやっていただくように、お願いはするなということですけども、お願いをいたします。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議を一応中止しておきます。

次は、議案第22号、専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議も一応中止しておきます。

次は、議案第23号、専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議も一応中止しておきます。

次は、議案第24号、専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議も一応中止しておきます。

次は、議案第25号、専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議も一応中止しておきます。

次は、議案第26号、専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議も一応中止しておきます。

次は、議案第27号、専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議も一応中止しておきます。

次は、議案第28号、専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、これまで審議を中止しておきました議案第21号から、ただ今の議案第28号までの議案8件について、一括してほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。ただ今の議案8件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第21号から議案第28号までの議案8件を一括して採決します。

お諮りします。ただ今の議案8件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第21号から議案第28号までの議案8件は、いずれも承認されました。

しばらく休憩します。再開はおおむね午後4時35分とします。

休憩 午後4時18分

再開 午後4時28分

△日程第29 「議案第29号 さつま町監査委員の選任について」

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第29、議案第29号、さつま町監査委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（井上 章三君）〔登壇〕

次に、議案第29号、さつま町監査委員の選任についてであります。

これは、さつま町監査委員のうち、識見を有する者のうちから選任すべき監査委員として、新たに木原成孝氏を選任しようとするものであります。地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。内容につきましては、総務課長に説明させていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

〔降壇〕

○総務課長（宮之脇 尚美君）

それでは、追加配布をいたしました議案集の29ページでございます。議案第29号、さつま町監査委員の選任についてでございます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、委員会付託を省略することに、決定しました。委員会付託を省略します。

これから、質疑を行います。本案について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第29号、さつま町監査委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、さつま町監査委員の選任については、同意することに決定しました。

〔新屋敷 浩議員除斥〕

△日程第30 「議案第30号 さつま町監査委員の選任について」

○議長（濱田 等議員）

次に、日程第30、議案第30号、さつま町監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（井上 章三君）〔登壇〕

議案第30号、さつま町監査委員の選任についてであります。これは、さつま町監査委員のうち、議会の議員のうちから選任すべき監査委員として、新たに新屋敷 浩氏を選任しようとするものであります。地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらるものであります。

この内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

〔降壇〕

○総務課長（宮之脇 尚美君）

議案集の30ページでございます。議案第30号、さつま町監査委員の選任についてでございます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。

ただ今、議題となっています議案第30号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから、質疑を行います。本案について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第30号、さつま町監査委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、さつま町監査委員の選任については、同意することに決定しました。

〔新屋敷 浩議員入場〕

△日程第31 「議案第31号 さつま町教育委員会委員の任命について」

○議長（濱田 等議員）

日程第31、議案第31号、さつま町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（井上 章三君）〔登壇〕

議案第31号、さつま町教育委員会委員の任命についてであります。これは、さつま町教育

委員会委員として、新たに福満隆徳氏を任命しようとするものであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

〔降壇〕

○総務課長（宮之脇 尚美君）

それでは、議案第31号でございます。さつま町教育委員会委員の任命でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただ今、議題となっています議案第31号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから、質疑を行います。本案について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第31号、さつま町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、さつま町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

△日程第32 「議案第32号 さつま町教育委員会委員の任命について」

○議長（濱田 等議員）

日程第32，議案第32号，さつま町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（井上 章三君）〔登壇〕

議案第32号，さつま町教育委員会委員の任命についてであります。これは，さつま町教育委員会委員として，新たに小牧紘一氏を任命しようとするものであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき，議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては，総務課長に説明させますので，よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

〔降壇〕

○総務課長（宮之脇 尚美君）

議案集の32ページでございます。議案第32号，さつま町教育委員会委員の任命についてであります。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただ今，議題となっております議案第32号は，会議規則第39条第2項の規定によって，委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ご異議なしと認めます。したがって，議案第32号は，委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから，質疑を行います。本案について，質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから，討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第32号、さつま町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第32号、さつま町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

△日程第33 「議案第33号 さつま町教育委員会委員の任命について」

○議長（濱田 等議員）

日程第33、議案第33号、さつま町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（井上 章三君）〔登壇〕

議案第33号、さつま町教育委員会委員の任命についてであります。これは、さつま町教育委員会委員として、新たに西之園智保氏を任命しようとするものであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

〔降壇〕

○総務課長（宮之脇 尚美君）

それでは、議案第33号でございます。さつま町教育委員会委員の任命でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただ今、議題となっています議案第33号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから、質疑を行います。本案について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第33号、さつま町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、さつま町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

△日程第34 「議案第34号 さつま町教育委員会委員の任命について」

○議長（濱田 等議員）

日程第34、議案第34号、さつま町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（井上 章三君）〔登壇〕

議案第34号、さつま町教育委員会委員の任命についてであります。これは、さつま町教育委員会委員として、新たに熊田岐利氏を任命しようとするものであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

〔降壇〕

○総務課長（宮之脇 尚美君）

議案第34号、さつま町教育委員会委員の任命でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただ今、議題となっています議案第34号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから、質疑を行います。本案について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第34号、さつま町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、さつま町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

△日程第35 「議案第35号 さつま町教育委員会委員の任命について」

○議長（濱田 等議員）

日程第35、議案第35号、さつま町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（井上 章三君）〔登壇〕

議案第35号、さつま町教育委員会委員の任命についてであります。これは、さつま町教育委員会委員として、新たに山下喜美子氏を任命しようとするものであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

〔降壇〕

○総務課長（宮之脇 尚美君）

それでは議案第35号、さつま町教育委員会委員の任命でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただ今、議題となっています議案第35号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから、質疑を行います。本案について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第35号、さつま町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第35号、さつま町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

-
- △日程第36 「議案第36号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、
日程第37 「議案第37号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、
日程第38 「議案第38号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

○議長（濱田 等議員）

次に、同じく本日の日程第36、議案第36号、さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第38、議案第38号、さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまで、以上の議案3件を一括議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（井上 章三君）〔登壇〕

まず、議案第36号、さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。これは、さつま町固定資産評価審査委員会委員として、新たに仮屋 努氏を選任しようとするものであります。

次に、議案第37号、さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。これは、さつま町固定資産評価審査委員会委員として、新たに河野武雄氏を選任しようとするものであります。

次に、議案第38号、さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。これは、さつま町固定資産評価審査委員会委員として、新たに山口純一氏を選任しようとするものであります。

いずれも、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

〔降壇〕

○税務課長（二階堂 清一君）

議案集の36ページから38ページの関係であります。議案第36号から38号までであります。さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長します。

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただ今議題となっております議案第36号から議案第38号までの、議案3件については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱田 等議員）

ご異議なしと認めます。したがって、ただ今の議案3件は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから順番に質疑を行います。まず、議案第36号、さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議を一応中止しておきます。

次は、議案第37号、さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議を一応中止しておきます。

次は、議案第38号、さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、これまで審議を中止しておきました、議案第36号から、ただ今の議案第38号までの議案3件について、一括してほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱田 等議員）

これで 質疑を終わります。

これから 討論を行います。ただ今の議案3件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第36号から議案第38号までの議案3件を一括して採決します。

お諮りします。ただ今の議案3件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第36号から議案第38号までの議案3件は、いずれも同意することに決定しました。

△日程第39 「議員派遣の件」

○議長（濱田 等議員）

日程第39、議員派遣の件についてを議題とします。

会議規則第121条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会等について、議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱田 等議員）

ご異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただ今の議員派遣につきましては、やむを得ず期間、派遣議員等に変更を生ずる場合には、私に一任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、そのように取り扱うことにいたします。

△日程第40 「閉会中の継続調査について」

○議長（濱田 等議員）

日程第40、閉会中の継続調査についてであります。

各常任委員会及び議会運営委員会、並びに議会広報特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成17年第1回さつま町議会臨時会を閉会します。ご苦勞様でございました。

閉会時刻 午後4時59分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつ ま 町 議 会 議 長
(さつ ま 町 議 会 臨 時 議 長)

さ つ ま 町 議 会 議 員

さ つ ま 町 議 会 議 員